

# 官報

昭和五十九年七月六日

## ○第百一回 参議院會議録第二十号

昭和五十九年七月六日(金曜日)

午前十一時七分開議

○議事日程 第二十号

昭和五十九年七月六日

午前十時開議

第一 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、日本ユネスコ国内委員会委員一名の選挙を行います。

○橋本敬君 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○名尾良孝君 私は、ただいまの橋本君の動議に賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 橋本君の動議に御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に吉川春子君を指名いたします。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、日本育英会法案について提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

学事業に関する調査研究会の報告でも指摘されたところであります。

このような要請にこたえるべく、今般、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに教育の機会均等に寄与するため、日本育英会の学資貸与事業に關し、無利子貸与制度の整備、有利子貸与制度の創設その他制度全般にわたる整備改善を行うほか、日本育英会の組織、財務、会計等の全般にわたる規定の整備等を行うこととし、現行の日本育英会法の全部を改正する法律案を提出いたします。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

まず第一に、日本育英会は、すぐれた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに對し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とするものといたしました。

第二に、日本育英会の組織については、理事は文部大臣の認可を受けて会長が任命することとし、また、法人運営の適正を期するため、会長の諮問機関として評議員会を置くなどの整備を行うことといたしました。

第三に、日本育英会の業務については、学資貸与事業について次のような改正を行うことといたしました。

まず、無利子貸与制度について、現行の一般貸与と特別貸与を一本化することといたしました。

これに伴い、特別貸与を受けた者が一般貸与相当額の返還を完了したとき、その残額を免除してきた従来の特別貸与返還免除制度を廃止することといたしました。

次に、現行の無利子貸与制度に加えて、学資貸与事業の量的拡充を図るため、新たに低利の有利子貸与制度を創設することといたしました。この有利子貸与制度には、死亡、心身障害返還免除制度を設けることといたしました。

なお、無利子貸与にあわせて有利子貸与を受けることができる道を開くことといたしております。

第四に、日本育英会が債券を発行することができ旨の規定を設け、国の一般会計以外からの資金を導入し得ることといたしました。なお、これにより、政府から資金運用部資金の貸し付けを受けて、有利子貸与事業に対する貸付資金の原資に充てることができるようにしたいと考えております。

また、債券発行規定を設けることに伴い、日本育英会の長期借入金または債券に係る債務についての政府保証の規定を整備するほか、日本育英会の財務、会計について所要の規定の整備をいたしております。

第五に、日本育英会の監督、罰則等に関する規定を整備するとともに、関係法律についても所要の規定を整備することといたしました。

このほか、この全部改正の機会に、現行の片仮名書き文語体の法文を平仮名書き口語体に改めることとし、法文の平明化を図ることといたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。粕谷照美君。

○議長(木村睦男君) 粕谷照美君、拍手。

○議長(木村睦男君) 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました日本育英会法の改正案につきまして、中曾根総理並びに関係各大臣に對して質疑を行います。

最初に、奨学事業の基本理念に關してお伺いたします。

総理並びに文部大臣は、衆議院本会議で我が党の佐藤徳雄議員の質問に關連いたしました。教育の機会均等を拡大するために今回の有利子貸与導入を行うものだと述べられておりますが、憲法及び

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙 議事日程追加の件 日本育英会法案(趣旨説明)

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

五八三

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号 日本育英会法案(趣旨説明)

五八四

教育基本法にいう教育の機会均等は、決してそのようなものではありません。奨学制度の本来的べき理想は給費制度であつて、現在の無利子貸与制度はその理想に到達する過渡的な段階であると私は考えます。

現に文部大臣の私的諮問機関である育英奨学事業に関する調査研究会ですら、「先進諸外国の公的育英奨学事業が給与制を基本としている」とことを指摘し、「現行の日本育英会の無利子貸与事業を国による育英奨学事業の根幹として存続させる必要がある」と報告をしているのであります。また、衆議院文教委員会における附帯決議は、「無利子貸与制を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討すること」と満場一致で決定しているのであります。

しかるに、今回の改正法案は、根幹となるべき無利子貸与者を九千人も減員した上での有利子制度の導入であります。将来、有利子が根幹となり、全面有利子化されるのではないかと、このおそれを持っているのであります。このことは奨学制度の基本理念に逆行し、教育の機会均等を妨げるものではありませんか。

大学、短大の奨学生採用に当たって、有利子は三・二、無利子は三・五と、両者の区分を高校における五段階相対評価の平均点で振り分ける方法は問題であります。教育改革の重要な課題として、偏差値教育の是正によって生徒の個性ある能力を引き出し、花開かせることを強く主張されており、中曽根総理の主張とも相反するものと言わざるを得ません。平均点ということで言えば、ワシントン、アインシュタイン、エジソンも奨学生の採用基準から外れたのではないかなどと言われているゆえにもそこにあるのであります。

憲法二十六条に言う「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」、教育基本法第三条一項の「能力に応ずる教育」、同二項の「能力があるにもかかわらず」の「能力」とは、平均点のよい成績

のすぐれた学生を意味するものではないと考えるのであります。能力とは何か、教育とは何かの基本原理の問題としてお答えをいただきたいと存じます。

既に九五%の進学率、準義務教育とも普通教育とも言える高等学校の生徒に対する奨学金は、学力基準を廃し、義務教育学校の就学援助制度に準じて、育英抜き、経済的必要度に応じての奨学金制度とすべきであります。母子家庭の激増、交通遺児、失業家庭を初め経済的な困難で家庭教師にいたり塾に行くゆとりすらない生徒たちにとって、この学力基準がいかに非人間的であり、反教育的なものであるかに思いをはせていただきたいと思ひます。

また、家庭の収入状況は、税制上の不公平で、サラリーマン家庭の生徒や学生の多くが奨学金を利用できないでいるという不合理きわまりない実態が生じております。一方、教育費は年々高騰を続け、家計費を圧迫して、奨学金の支給を要望する生徒、学生の声は激増しております。したがって、実情にそぐわない収入基準や学力基準が奨学生採用の基準になり、有利子、無利子の線引きになるといふことは、即刻是正されなければならぬと思ひます。

次に、有利子貸与の三%の利率は閣議決定というところになっておりますが、現行の無利子貸与ですら、就職の入り口から男女差別を受け、働き続けるための社会的条件の整わないまま退職のやむなきに追い込まれる女子学生たちは、将来の返還の負担の重さを考え、申請をあきらめる場合が非常に多いと聞きます。この低利率を今後とも維持していくのかどうか、文部大臣の御決意をお伺ひいたします。

また、衆議院本会議での総理答弁の中に、この育英資金の恩恵を受けた人たちが社会に対して感謝し、さらに後輩に対してその恩恵を拡大し受け入れられるように、先輩が協力をすることが望ましいというお考えがございました。六月初旬、名

古屋市の小川郁子さんという方が、亡夫の遺志と言つて四億円の奨学基金を名古屋女子大に寄附されたという心温まる報道がございました。御夫婦ともに奨学金の恩恵を受け、留学までできたお礼だと小川さんはおっしゃっていらっしゃいますが、このような立派な行為はだれもができることではありません。しかし、そのようにありたいと考える方が多いことは、日本育英会あてに金一封を入れ、返済を完了した喜びとお礼の手紙がたくさん届いていることからわかるわけです。

しかし、先輩が後輩に対して恩恵を受け入れられるようにするために、なぜ利子つきの奨学金制度を導入するのか、また平均点の悪い、端的に言えば成績が無利子の者よりも〇・三ポイント悪い学生に適用されるという、こういう差別を持ち込むのですか、納得がいきませんので御説明をいただきたいと思ひます。

奨学事業を実施しているアメリカのロックフェラー財団やカーネギー財団は有名であります。我が国においてもさきの小川基金のような個人の善意によるものや、さらには財界等と呼ばれて民間の活力を奨学事業に投入していただくということは非常に重要なことだと思ひます。そのためには、育英奨学法人や地方公共団体の行う奨学事業等に対し、税制上の措置や国からの補助などが必要と考えますが、御見解を承りたいと存じます。

また、総理も竹下大蔵大臣も、臨時行政調査会の答申を踏まえて育英制度の改正を行う旨御答弁を衆議院ではされております。臨調の答申、すなわち「外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止を進めて、育英奨学金の量的拡充を図る」という指摘こそ、第二臨調発足に先立つこと一年、昭和五十五年の大蔵省の手に成る「歳出百科」に述べられている内容そのものではありませんか。大蔵省のこの発想は、専ら財政上の見地からの要請であり、教育的配慮に欠けるばかりではなく、非教育的措置と言わざるを得ないものであります。

いのであります。

ここで思い起こすのは、故大平正芳氏が総理、大蔵大臣在任中に、かつて御自分が大蔵省の文教担当主査時代に育英制度を手がけ、情熱を傾けて苦勞してつくり上げたという経過もあって、奨学制度の本質を正しく理解し、財政当局のたゞ重要な強い要請にもかかわらず、有利子制の導入は頑として受け付けなかったということを仄聞いたしまして、私は立場を超えて深い共感を覚えたのでございます。制度創設の昭和十八年と言へば、ガダルカナル島放棄、アッツ島守備隊全滅等の戦局のもとに、巨額な軍事費にすべてが犠牲となつていた時代のことでありました。この時代に、文部省や国民教育振興議員連盟の激しい折衝の様子「大平正芳回想録」に載っておりますので、一部御報告をいたしたいと思ひます。

文部省の学芸課長鮎木は、真夏の暑い午後、毎日のように大平のところまで出かけて行って説得するが、大平は、そりやだめだ、そりやだめだ、と言ふばかりで、いっこうに納得せず、終業の五時がくると、椅子をクルッと回して机の上に足をあげ、引出しから酒のびんを取り出して、茶碗で一杯やりはじめた。たまりかねた鮎木が、「私にもくささいよ」とせがんだこともあった。

大蔵省内でもいろいろの議論があつたが、大平の筆によると、最後に植木主計局長が次のように言ひだした。

「自分は、貧しい家に生まれて、到底上級学校に進学できる身分ではなかった。そこで、已むなく姓を変えて養子に行き、養家から一高、東大へと進学させて貰ったのだ。男が自分の姓を変えるということは辛いことだ。しかし、向学心をもつていても、貧しいため、心ならずも、こうした道を選ばなければならぬ人が多かるう。自分は、日本の後進青年のために、こうした辛酸をなめさず忍びぬ。そこで自分は、非常な情熱を傾けて、この制度の発足に努

力しているのだ。大平君、どうか自分の心情を汲みとって、出来るだけ多くの人に、この恩恵が均霑されるよう考えてもらいたい。」

植木局長は、目に涙を浮かべて、大平に協力を求めた。

「それまで、数字と論理の一点張りで頑張っていた私の頑強な気持も、この言葉を聞いて雪が陽光に解けて行くように、解けて行つた。私は植木主計局長の意を体して、当初の私の提案を大幅に是正し、給費を貸費に改めて、国会に提出した。」

とございます。

こうして大日本育英会は昭和十八年十月十八日に発足することになったのであります。また、敗戦直後の日本の経済財政の危機的状況も今とは比べ物になりませんが、そのようなときも無利子制度の灯は、先人の高邁な識見と情熱と努力の中で守られ続け、ともし続けられてきたのであります。

この歴史的経過から見ても、財政難から有利子をとという論理は通用いたしません。削れるべきところがほかにもあるではありませんか。逆に、財政事情が好転した場合には見直しを検討する必要があると思いますが、どのような展望を持っていらっしゃるか、お伺いいたします。

あわせて、総理、大蔵大臣の奨学制度に対する教育的基本理念を重ねてお伺いいたします。

次に、高等教育への漸進的無償化の導入を規定した国際人権規約は、我が国を含めて既に六十六カ国が批准しております。世界の大勢は高等教育の無償化、奨学金制度の拡充の方向へと向かっているものであります。この第十三条の(b)及び(c)項について、当時、法的解釈は別として留保を除く方向に努力との政府答弁が既にございます。中曽根総理及び森文相のお考えをお伺いいたします。

最後に、今回のような奨学制度の根本にかかわる法改正を行う場合に、当年度からの改正案を国会に提出した場合、国会の審議状況によっては新年度の奨学生の募集と採用に支障を来すおそれがあることは当然予測されたこととあります。また、予測していなければなりません。もしこのことを予測しながら、逆に学生、生徒を人質にして法案の成立促進を意図したとするならば、政府、文部省は国会の審議権を制約もしくは軽視しようとするものであって、その責任は厳しく糾弾しなければなりません。

我が党は、憲法、教育基本法に基づく奨学制度確立の立場から、本改正案は慎重審議を尽くすべきものと考えますが、学生、生徒の修学に支障を来すことのないよう、法案の結論を得るまでは現行法によって奨学生の募集を行うことを強く要求してまいりました。そして各党の合意のもとに、文部省は不十分ながら現行法による措置をとらざるを得なかったものであります。そこで、このような法案の提出に当たっては、現行法による経過措置を明確にするか、もしくは法改正の実施年度を次年度からにする等の配慮を行うべきであると考へますが、総理の御見解を承りたいと存じます。

以上をもちまして、私の日本社会党を代表しての質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曽根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曽根康弘君) 粕谷議員にお答えいたします。

まず、有利子貸与制度の導入は教育の機会均等を妨げるものではないかという御質問でございしますが、妨げるものとは考えておりません。

このたの有利子貸与制度の創設は、育英奨学事業の量的拡充を図るためのものであり、そして教育の機会均等をさらに確保するものであり、その意味を持つておられると思っております。したがって、今後ともこの改正の趣旨に沿って育英奨学事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、学力基準で奨学生の選考を行うことは教育基本法の理念に反するものではないかという御質問でございしますが、日本育英会は、教育の機会均等に加えて、有為な人材育成を目的としております。家庭の経済状況に加えて、学校における長期間の評価の記録である学業成績、人物、健康等を勘案して総合的に選考を行うことは適切でございします。

なお、この場合の学力基準は、著しく高い資質、能力を要求しているものではなく、憲法及び教育基本法の理念に反するものではないと考えております。

次に、私が衆議院で御答弁申し上げました後輩が育英資金の恩恵を拡大して受けられるように先輩は協力することが望ましいと、これを申し上げましたその真意は、返還金をできるだけ多くの後進育成の資金として循環運用して事業規模の拡大に資することが望ましい、こう考えたわけでございます。

今回の利子の付加ということは、これは社会人になった後、自分の事業収入あるいは給与収入等で得られたその一部を利子として返還していただくということとございします。それによって利子分だけ原資が拡大されるわけでございますから、それによって後進がさらに恩恵を受ける機会が多くなる、そういう効果を持つものと考えております。そういう意味におきまして教育の機会均等を確保する、さらに有効に活用される、そういう意味であると御理解願いたいのでございします。

次に、無利子貸与制度を根幹として今後も存続すべきではないか、また奨学制度に対する基本的理念いかん、そういう御質問でございしますが、育英奨学事業は、教育の機会均等を確保するための基本的施策であると考えております。

今度の制度改正におきましても、無利子貸与制度を育英奨学事業の根幹として存続し、かつこれを改善しようとしておるものであります。改善によって量的拡充を図る、そういうために新たに長期低利の有利子貸与制度を創設する、こういう意味でございまして、今後とも育英奨学事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

国際人権規約第十三条の留保解除について御質問をいただきました。

これらの条項に對しまして、批准に際しましては慎重な検討の結果、国内の現情等にかんがみ留保を付したものでございします。現時点ではこれらの留保の撤回は考慮しておりませんが、今後、諸般の動向を注目して慎重に検討し続けたいと思っております。

次に、法律の施行を昭和六十年からにする等、国会の審議権を制約しないように配慮すべきではないかという御質問でございしますが、このたびの制度改正に当たりましては、学生生活に深い関係をするものであることにかんがみまして、本年度からこれを実施したい、そう考えて、他の予算関係法案と同様に所定の手続を経て国会に提出したものでございまして、国会の審議権を制約するものではございません。

なお、本法案の審議中も、奨学金の交付を期待している学生、生徒に對しましては不利益を及ぼさないように、できるだけ限りの措置を講じておるところでございします。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣森喜朗君登壇、拍手〕

○国務大臣(森喜朗君) 粕谷さんにお答えを申し上げます。

御質問の第一点は、有利子貸与制度の導入は奨学制度の基本理念に逆行し、教育の機会均等を妨げるものではないかとお尋ねでございしますが、日本育英会の育英奨学事業は、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する重要な施策でございまして、逐年充実に努めてきたところでございします。

今回の日本育英会法案は、最近における高等教育等の普及状況を踏まえまして、社会経済情勢の変化に對應して育英奨学事業の量的拡充を図るため、長期低利の有利子貸与制度を創設することとしたものでございまして、教育の機会均等の確保に寄与するものであると考えております。

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

日本育英会法案(趣旨説明)

五八六

育英奨学事業につきましては、教育の機会均等を図る観点から、今後とも制度改正の趣旨に沿ってその充実を努めてまいりたいと考えております。

御質問の第二点は、学力基準や家計基準により奨学生の選考を行うことは是正すべきではないかとのお尋ねでございますが、国の予算の制約の中で学費貸与事業を適切に実施しようとする場合、一定の学力基準や家計基準を満たすことを要件とするのはやむを得ないと考えております。

また、能力をどのようにして判定するかは難しい問題でございますが、学校における長期間にわたる評価の記録である学業成績を判定の重要な資料とすることは適当なものであると考えております。日本育英会におきましては、学力及び家計の状況に加え、面接その他の資料に基づき、人物等につきましても十分配慮の上採用者を決定いたしております。

家計収入の基準につきましては、昭和五十九年度におきまして、消費者物価の上昇等を勘案して全般的に改定するとともに、特に給与所得世帯につきましては、その生活実態を踏まえて給与所得控除限度額を引き上げることにより、不公平感を生じさせないように措置を講じております。

御質問の第三点は、有利子貸与の利率は今後とも低利を維持していくのかどうかとのお尋ねでございますが、今回の有利子貸与制度の創設に当たりまして、貸与利率は、在学中は無利子として、卒業後においてもできるだけ低利となるように配慮をいたし、無利子貸与と同額の基本的な貸与額については年利三％といたしました。

育英奨学事業は、国としての実施しなければならぬ基本的な教育施策でございます。今後とも有利子貸与制度の貸与利率はできるだけ低利とする必要があると考えております。

御質問の第四点は、育英奨学法人や地方公共団体の行う奨学事業等に対する税制上の措置や国からの補助が必要ではないかとのお尋ねでございますが、公益法人等の育英奨学事業は、それぞれ創

設の目的に従って特色ある事業を行っているところに大きな意義がございます。国の施策と公益法人等の活動が相互に補いながら発展していくことが重要であると考えております。

公益法人等の育英奨学事業に対して、新たに国の補助を行うことは困難であると考えておりますが、税制上の措置につきましては、寄附金の受け入れ等に優遇措置が講ぜられているところであり、これを活用して個人や企業からの寄附を促進し、事業の充実を図るよう従来から指導いたしているところであります。今後とも公益法人等の育英奨学事業の育成に努めてまいりたいと存じております。

御質問の第五点は、無利子貸与制度を事業の根幹として存続すべきではないかとのお尋ねでございますが、育英奨学事業は教育の機会均等を確保するための基本的な教育施策であり、国の施策として育英奨学事業を実施しなければならないと考えており、今回の制度改正においても、無利子貸与制度については日本育英会の育英奨学事業の根幹として存続させ、改善を行うとともに、これに加えて新たに低利の有利子貸与制度を創設したものでございます。

今後とも無利子貸与制度を事業の根幹として存続させ、改善するなど、今回の制度改正の趣旨に沿って育英奨学事業の充実を努めてまいりたいと存じます。

御質問の第六点は、国際人権規約第十三条二項(b)及び(c)項の留保を解除し、速やかに実行すべきではないかとのお尋ねでございますが、国際人権規約第十三条二項(b)及び(c)項の規定は、後期中等教育及び高等教育の機会の確保のためにとられる手段の一つとして締約国が無償化を漸進的に実現することを求めているものでございます。

後期中等教育及び高等教育につきましては、私立学校の占める割合の大きい我が国におきましては、私立学校を含めて無償化を図ることは、我が国の後期中等教育及び高等教育のあり方の根本に

かわることでございます。現時点におきましては、従来の方針を変更して漸進的にせよ無償化の方針をとることは適当でないの留保しておりますが、今後諸般の動向を見て慎重に検討したいと存じます。

なお、我が国では、本規定の趣旨とする後期中等教育及び高等教育の機会の確保のため、かねてから私学助成、育英奨学事業等の充実を図っているところでございまして、今後とも育英奨学事業等の充実を努力してまいりたいと存じます。(拍手)

「国務大臣竹下登君登壇、拍手」  
○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は、利率、税制等でありまして、

まず、有利子貸与の貸与利率につきましては、金融財政事情を勘案いたしますとともに、できるだけ低利なものとするように配慮して、無利子貸与と同額の基本的な貸与額については年利三％としたところでございます。これは文部大臣からもお答えが既にございました。

今後、貸与利率の取り扱いにつきましては、そのときの金融財政事情等を総合的に勘案して対応すべきものであるというふうに考えております。それから次の、税制等の問題でございますが、

文部大臣からもお答えがございました。育英奨学事業を行います公益法人や奨学基金を造成する学校法人に対しまして寄附金につきましては、既に個人の場合には寄附金控除の対象として、また法人の場合には通常の損金算入限度額を超えて損金算入を認める措置を講じております。税制上、所要の配慮を現に行っておりますこととあります。

国からの補助ということになりますと、これまで文部大臣からもお答えがございましたが、現下の厳しい財政事情のもとに新たな補助金を創設するということは困難であるとお答えせざるを得ません。

それから次は、財政事情が好転した場合等の問題でございます。これも文部大臣からお触れになりました。

今回の改正は、臨調答申を踏まえまして、育英奨学事業のあり方を再検討して、厳しい財政事情のもとで育英奨学事業の量的拡大に対処するという観点から、有利子貸与制度を恒久的なものとして導入したということの基本的な考え方でございます。しかし、見直しということとは、あらゆる制度は時代の変化に応じて絶えず見直しを必要とするという考えは当然のことであると思っております。

それから、大蔵大臣として奨学制度に対する基本的な理念を問う、こういう最後のお尋ねでありました。

国家及び社会に有為な人材の育成に資するともに、教育の機会均等に寄与するため、育英奨学制度は必要不可欠であるという基本認識は私にもございます。このような考え方に立ちながら、今後育英奨学事業の量的拡大が必要と思われるが、厳しい財政事情のもとでこれに対処するため、まさに今回有利子貸与制度を導入してきたというところになるかと思われまします。(拍手)

○議長(木村睦男君) 高木健太郎君。  
「高木健太郎君登壇、拍手」  
○高木健太郎君 私は、公明党・国民会議を代表し、かつ国民会議の立場から、ただいま趣旨説明のありました日本育英会法案につきまして、総理並びに文部大臣に対して若干の質問をいたします。

まず、今回の改正において貸与の一部に新しく有利子制を導入しながら、育英会法の改善と言われるのはどのような理由によるものか、御説明願いたい。なるほど貸与学生数は増加され、一人当たりの貸与金はふやされました。しかし、特別貸与制はなくなり、一本になった一般貸与の総額は減額され、ふやされたものは有利子制であります。これで改善と言われるのでしょうか。

国からの補助ということになりますと、これまで文部大臣からもお答えがございましたが、現下の厳しい財政事情のもとに新たな補助金を創設するということは困難であるとお答えせざるを得ません。

育英会の貸与は、通称育英奨学金と言われている。外国のスカラシップと同様、これには優秀なる学生への褒賞の意味が含まれ、元來給付をもつて原則とするものであります。事実、欧米主要先進国においては、国の財政の窮乏にもかかわらず、返還を求めない給費制を採用し続けており、一部貸与制を加味しているのはアメリカ、西ドイツのみでございます。改善と言ふならば、貸与制の一部を改めて、かえって給費制にすべきではなかったのです。総額を増して一見改善に見えつつ、一方で有利子制を導入するというのは、失礼ながら羊頭狗肉、朝三暮四の策と言われてもやむを得ないのではないのでしょうか。いかがでございますか。

国家を親とすれば、学生は子供に相当するものであり、親はその子を育てる義務があります。親が子供に利子をつけて金を貸すというようにさえ感ぜられます。このような形でなされた行為に対して、子供が親に感謝、報恩の気持ちを抱き、国を愛するという感情がわくものでしょうか。なるほど利率は安い。だが、安ければなおさらこれをさっぱりと切るべきではありませんか。国の財政を預かる政府としては、制度の永続性を考慮してのやむを得ざる処置であると言われるのです。しかし、国の将来を思えばこそ、たとえ現在いかに苦しくとも一律マイナスイメージを排して、育英会の本来の使命達成に必要な資金に充てるべきではありませんか。この際、総理並びに文部大臣の再考を強く求めてやまないものであります。

有利子制導入の理由としては、国の財政窮乏のほかに、各家庭の経済的負担を考へておられるのではないのでしょうか。確かに現在多くの家庭においては、塾や予備校志向が一般であります。これは一見家庭の豊かさのあらわれと見えますが、現実には各家庭ぎりの収入の中から支払われている教育費であり、そうしなければ将来人並みに生きていけない彼らの子弟に対する唯一の親の遺

産としての必死の思いの教育費であります。一人っ子家庭の増加はこれを端的に物語っており、人口構成にまでひずみを与えています。この事実が日本の将来にとって重大な問題かと思いますが、総理はこれをどうにお考えでございますか。次に、医学部基礎教官の不足について伺います。

医学部の臨床研修生には国家公務員の身分が与えられ、医学部大学院生への貸与額の二倍に近い無償の給与が支給されております。その結果、基礎医学を学ぶ者は少なくなり、後継者の獲得が極めて困難となり、辛うじて医学部以外の他学部の出身者によって補充されているというありさまであります。医学の本質を考へて早急に何らかの対策を講ずべきであると考えますが、文部大臣の御所見を承りたい。

さらに問題なのは、理学部等の基礎科学の研究

者についてであります。貸与を受けて大学院を卒業しても、就職できない者が多く、全国で既に五千名のオーバードクターがいると言われています。彼らにとって貸与金の返済はその肩に重くかかり、その上、そのころは父の定年退職、自分自身の結婚期と重なり、やむを得ず本務の研究室を去り、不本意なアルバイトを強いられるおられます。このことは国家にとつて大きな損失であります。「仏つくつて魂入れず」にならぬために、彼らに対しては返済の時期の延期を図るというような処置を講ずるべきではないでしょうか。そうすることが育英会本来の目的達成に沿うものであると考えますが、文部大臣はいかがお考えですか。

最後に、学生アルバイトについて私見を申し上げ、所感を伺いたい。

学生の生活費のうち、最近では修学費は減少し、住居費、レジャー費が増大する傾向にあることは識者の指摘するところであり、しかもアルバイトは逐次増加の傾向にあり、アルバイトに要す

る労働時間は勉学の時間を上回るとも言われます。学生として本末転倒であり、貸与金の有利子化もその辺を勘案されてのことだとも聞いております。しかし、私は、アルバイトについて別の視点を指摘して再考を求めるものであります。

現在の日本の教育状況を見ますと、中学、高校においてはほとんど進路が確定されていると言つても過言ではないと思ひます。家庭の経済状況が彼らの成績に大きく影響することも否むことはできません。高校において教育環境に恵まれなかった子弟は、偏差値は悪く、たとえ大学に入学しても育英資金の受給の機会を失う公算は大であります。彼らはいわば素質以外の理由による育英会落ちこぼれ組に入ることになります。アルバイトに走らざるを得ない動機は実はここにありまして、アルバイト増大イコール怠慢、イコール大学レジャーセンター化との思考は余りにも短絡的であると思ひます。

また、実力よりも学歴が物を言う日本の学歴社会であつてみれば、大学でのマス教育、一方的教育伝達の場合よりも、実社会における生き生きとした実地研修に加えて報酬が受けられる、旧制高校におけるがごとく学生生活をエンジョイできるとしたら、アルバイトをとがめることができず、利にさそくならざるを得ない現在の社会において、育英会の魅力はますます薄れ、彼らがアルバイトに走ることはむしろ賢明なやむを得ない選択と言えないでしょうか。しかも、彼らなりに社会の一員として将来必要な任務を果たすことは明らかであります。

一方、これとは対蹠的に、卒後引き続き官途についた者に対しては返還が免除されると聞いております。臨調の意見をとり、調査研究会に従つた勇氣には敬思をしますが、公務員のみが国家に有為な人材と受け取られかねないうらみを残します。

人間において、体を制御する頭脳は確かに有為です。しかし、腎臓も生命に不可欠な器官であ

り、肝臓がなくては生存ができないことは御存じのとおりでありまして、ともに肝腎な器官であります。

もしも、彼らがアルバイトをし、レジャーを楽しむがゆえに生活に余裕ありとし、有利子制導入の根拠になつたのであれば、それは彼らの立場の無理解によるものであり、余りにも単純な弱者切り捨ての論理であり、私は反対の立場をとらざるを得ません。

以上述べました理由から、私は有利子制導入に反対するものであり、むしろ奨学金本来の原則である給費制の導入を図るべきだと主張するものであります。

総理並びに文部大臣の御所感を伺つて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕  
○国務大臣(中曾根康弘君) 高木議員にお答えいたします。

まず、育英制度の改善というのは何をもちて改善と言ふかという御質問でございますが、本制度の改革は、諸外国の実態等にも留意の上に、無利子貸与制度の整備を図り、また育英事業の量的拡充を図つております。こういうようなやり方によりまして、なおさらに今後事業の一層の充実を図つてまいりたいと思つておるわけでございます。

家庭教育費負担の増大が教育に与える影響はどうかという御質問でございますが、公教育の充実にも努め、教育費の父兄負担の軽減を図ることは極めて大切であると考えております。教育は国政の基本でありますので、厳しい財政状況を踏まえつつも、所要の文教予算の確保につきましては今後とも努力してまいります。

なお、教育費の増高と人口構成の変化との関係を即断することは極めて困難でございます。

次に、アルバイトとの関係でございますが、アルバイトというものによつて弱者切り捨ての口実

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

日本育英会法案(趣旨説明) 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

五八八

にしているという御趣旨であると思ひます。

学生がアルバイトに従事する動機は、それぞれの事情や考え方に異なりますが、学歴社会とは直接関係するものではないと思ひます。今回の有利子貸与制度の創設は、学生アルバイトの実態とは直接結びつくものではないと思ひます。アルバイトをやっているがゆえに収入があるから、それでこの育英制度を繰返していいなどは毛頭考えておられない、このことを申し上げる次第でござい

ます。(拍手)

〔国務大臣森喜朗君登壇、拍手〕

○国務大臣(森喜朗君) 高木先生にお答えを申し上げます。

御質問の第一点は、育英奨学制度の改善は何をもつて改善と云うのかとお尋ねでござい

ます。が、今回の制度改正は、最近におきます高等教育等の普及状況や社会経済情勢の変化に対応し、日本育英会の育英奨学事業の一層の充実を図るために行うものでござい

ます。すなわち、無利子貸与制度につきましては、日本育英会の事業の根幹として存続させ、一般貸与を特別貸与に吸収する形で全体の貸与月額の引き上げを行うとともに、高校から大学院までの学校について一定の増額を行うことといたしてござい

ます。また、高等教育の機会均等を確保するため、育英奨学事業の量的拡充を図ることとし、無利子貸与制度に加えて、新たに財政投融資資金の導入による長期低利の有利子貸与制度を創設することといたしたものでござい

ます。御質問の第二点は、基礎医学教育研究の後継者に他学部出身者がふえていくことに対して何らかの対策を講じるべきであると思ひますが、お尋ねでござい

ます。が、他学部出身者がかなりの部分を占めていることは御指摘のとおりでござい

ます。その背景には、基礎医学研究の特性等種々の要因があると思ひます。また、医学部の基礎系研究者の一部を他学部出身者が占めることについて

は、一概に問題があるとは言ひ切れぬ面もござい

ます。文部省といたしましては、従来から基礎医学の振興は重要な課題であると考えておりまし

て、今後とも関係者の意見を聞きつつ、長期的観点から研究環境の整備等に配慮してまいりたいと存じ

ます。御質問の第三点は、オーバードクターにかかわる奨学金の返還の時期を延期すべきではないかと

のお尋ねでござい

ますが、日本育英会の奨学金は、原則として卒業後直ちに返還を開始しなければなら

ないことになっております。しかしながら、例外的にはオーバードクターなど真にやむを得ない事由により奨学金を返還することが困難である場

合には、特別にその返還の期限を最長五年間猶予することができるといたしてござい

ます。なお、この返還期限をさらに延期することは、現下の国の財政事情等を勘案すれば、極めて困難であると申し上げざるを得ません。

御質問の第四点は、学生がアルバイトを行い、レジャーを楽しむがゆえに有利子貸与制度を創設するということのならば、弱者切り捨ての論理ではないかとお尋ねでござい

ますが、学生のアルバイトに従事する動機は個々の学生の事情や考え方によるものでござい

ますが、アルバイトに従事したことを経験を有する学生は八割に及んでおり、御指摘のような実態にあるかどうかは一概には申し上げることは

できないと思ひます。なお、学生アルバイトにつきましては、学校当局等の適切な配慮のもとに、勉学に影響しない範囲で行われているものと考えてござい

ます。今回の育英奨学制度の改善における有利子貸与制度の創設は、育英奨学事業の量的拡大を図り、教育の機会均等に寄与しようとするものでござい

まして、学生がアルバイトをし、レジャーを楽しむがゆえに有利子貸与制度を創設するといった考

え方に立つものではござい

ません。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。科学技術特別委員長高木健太郎君。

し、特に留意すべきである。

一、原子力船の開発のために必要な研究は、原子力基本法第二条に示された平和目的に限り安全の確保を旨として行うものとし、かつ基礎研究を重視すること。

二、原子力船「むつ」の取扱については、広く関係各方面の意見を聴取するとともに、従来の経緯にも配慮しつつ、国会における審議を踏まえ、国民に論点を明示するよう努め、今後かつてのような事態が生じた場合の責任と影響の重大さを認識の上、早期に公正妥当な結論を得るよう

にすること。

三、統合後、日本原子力研究所の研究成果、経験等が原子力船「むつ」に関する業務に有機的、効果的に活用されるときに、日本原子力研究所本来の基礎研究から開発に至る業務が支障なく進められるように配慮すること。

四、日本原子力船研究開発事業団のこれまでの業務運営のあり方等について十分検討を加え、統合後、業務運営に万全を期するとともに、あわせて職員の処遇についても配慮すること。

右決議する。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和五十九年五月十日

参議院議長 木村 睦男殿 衆議院議長 福永 健司

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中(第三十八条・第三十九条)を(第三十八条―第三十九条)に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「効率的に行い」

を「効率的に行うとともに、あわせて原子力船の開発のために必要な研究を行い」に改める。

第四條第四項中「増加するときは」の下に、「予算で定める金額の範囲内において」を加える。

第五條の次に次の一条を加える。

(持分の払戻し等の禁止)

第五條の二 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六條第一項第七号中「会計」を「財務及び会計」に改める。

第八條の見出しを「(名称の使用制限)」に改め、同条中「又はこれに類似する名称」を削る。

第十條中「副理事長一人」を「副理事長二人」に、「七人」を「八人」に改める。

第十一條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができ、

第十三條第一項中「副理事長及び理事」を「及び副理事長」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十四條第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第十四條第二号を削り、同条第三号中「有するもの」の下に、「海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二條第二項に規定する船舶運航事業を営む者」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第十六條に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十二條第一項第二号中「行うこと」の下に「(原子力船の開発のために必要な研究を行うことを含む。)」を加え、同項第八号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二十二條第一項第七号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 旧日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)第二十三條第一項第二号の規定により建造された原子力船に関する業務を行うこと。

第二十二條第二項中「前項第八号」を「前項第十号」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十三條中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「第四号まで及び第八号」を「第五号まで及び第十号」に改める。

第二十四條を次のように改める。

(業務運営の基準)

第二十四條 第二十二條第一項に掲げる研究所の業務のうち、次項各号に掲げる業務以外のものは、原子力委員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

2 次に掲げる研究所の業務は、内閣総理大臣及び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重して定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

一 第二十二條第一項第二号に掲げる業務(原子力船の開発のために必要な研究に限る。)

二 第二十二條第一項第三号に掲げる業務(船舶用原子炉に係るものに限る。)

三 第二十二條第一項第四号に掲げる業務

四 第二十二條第一項第八号に掲げる業務(前各号に掲げる業務に係るものに限る。)

五 第二十二條第一項第九号に掲げる業務(前各号に掲げる業務に附帯するものに限る。)

六 第二十二條第一項第十号に掲げる業務(前

各号に掲げる業務に関連するものに限る。)

第二十六條中「事業年度開始前に内閣総理大臣」を「当該事業年度の開始前に、主務大臣」に改める。

第二十八條第一項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「添附し」を「添え」に、「つけなければ」を「付けなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 研究所は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十九條中、研究所に出資した者(以下次条において「出資者」という。)のうち政府以外のものを「政府以外の出資者」に改める。

第三十條中「経営上」を「損益計算において」に、「うめ」を「埋め」に、「積立」を「積立て」に、「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十一條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十三條 削除

(余裕金の運用)

第三十三條 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十四條中「総理府令」を「主務省令」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五條の見出し中「総理府令」を「主務省令」に改め、同条中「基づく」を「基づく」に、「総理府令」を「主務省令」に改める。

第三十六條中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改

める。

第三十七條第一項中「内閣総理大臣は、主務大臣は、この法律を施行するために、職員をして」を「職員に、」に改め、「事業所」の下に「若しくは船舶」を加える。

第三十八條の二中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、同条を第三十八條の三とし、第三十八條の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)

第三十八條の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員、顧問及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣(第二十四條第二項に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣及び運輸大臣)

二 第二十四條第一項に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣

三 第二十四條第二項に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣及び運輸大臣

2 この法律において主務省令は、前項第一号に定める事項に関し、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

第三十九條の見出し中「大蔵大臣との」を削り、同条中「第四十一條第二号において同じ。」を「次項において同じ。」又は運輸大臣に改め、同条第一号中「第六條第二項」の下に、「第二十二條第二項」を加え、同条第三号中「総理府令」を「主務省令」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一

号を加える。

四 第三十三條第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

第三十九條第二号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 第二十四條第二項の基本計画を定めようとするとき。

第三十九條に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第四條第三項、第六條第二

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

五九〇

項及び第三十条第二項の規定による認可をしよ  
うとするときは、あらかじめ運輸大臣と協議し  
なければならぬ。

第四十条中「規定に違反して」を「規定による」  
に、「検査」を「同項の規定による検査」に、「場合  
においては」を「場合によっては」に、「職員を三万円」を  
「職員は、二十万円」に改める。

第四十一条中「場合においては」を「場合には」  
に、「職員を三万円」を「職員は、二十万円」に改  
め、同条第一号中「により内閣総理大臣の」を「の  
規定により」に改め、同条第二号中「規定による政  
令」を「政令の規定」に改め、同条第五号中「内閣総  
理大臣の」を削る。

第四十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日ま  
での間において政令で定める日から施行する。

(日本原子力船研究開発事業団の解散等)

第二条 日本原子力船研究開発事業団(以下「事業  
団」という。)は、この法律の施行の時に於いて  
解散するものとし、その一切の権利及び義務  
は、その時において日本原子力研究所(以下「研  
究所」という。)が承継する。

2 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業  
年度は、事業団の解散の日の前日に終わるもの  
とする。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業  
年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及  
び損益計算書については、なお従前の例によ  
る。

4 第一項の規定により研究所が事業団の権利及  
び義務を承継したときは、その承継の際におけ  
る事業団に対する政府及び政府以外の者の出資  
金に相当する金額は、それぞれその承継に際し  
政府及び政府以外の者から研究所に出資された  
ものとする。この場合において、研究所は、そ  
の額により資本金を増額するものとする。

5 事業団が発行した出資証券の上に存在する質  
権は、日本原子力研究所法第五條第一項の規定  
により出資者が受けるべき研究所の出資証券の  
上に存在する。

6 事業団の解散については、日本原子力船研究  
開発事業団法(昭和三十八年法律第百三十三号)第三十  
七条第一項の規定による残余財産の分配は、行  
わない。

7 第一項の規定により事業団が解散した場合に  
おける解散の登記については、政令で定める。

8 第一項の規定により研究所が権利を承継する  
場合における当該承継に伴う登記又は登録につ  
いては、登録免許税を課さない。

9 第一項の規定により研究所が権利を承継する  
場合における当該承継に係る不動産又は自動車  
の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地  
の取得に対して課する特別土地保有税又は自動  
車取得税を課することができない。

10 研究所が第一項の規定により権利を承継し、  
かつ、引き続き保有する土地で事業団が昭和四  
十四年一月一日前に取得したものに対しては、  
土地に対して課する特別土地保有税を課するこ  
とができない。

11 研究所が第一項の規定により権利を承継し、  
かつ、引き続き保有する土地(事業団が昭和五  
十七年四月一日以降に取得したものに限る。)の  
うち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十  
六号)第五百九十九条第一項の規定により申告  
納付すべき日の属する年の一月一日において、  
事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過  
しているものに対しては、土地に対して課する  
特別土地保有税を課することができない。

(持分の払戻し)  
第三条 研究所に出資した政府以外の者及び前条  
第四項の規定により研究所に出資したものとさ  
れた政府以外の者は、研究所に対し、附則第一  
条の政令で定める日(以下この条において「施行  
日」という。)から一月以内に限り、当該出資に

係る持分の払戻しを請求することができる。

2 研究所は、前項の規定による請求があつたと  
きは、改正後の日本原子力研究所法第五條の二  
第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところ  
により、次の各号に掲げる政府以外の者の区分  
に依り、当該各号に掲げる金額により払戻し  
をしなければならない。この場合において、研  
究所は、当該持分に係る出資額により資本金を  
減少するものとする。

一 研究所に出資した政府以外の者 当該政府  
以外の者が有する施行日の前日における研究  
所の純資産額に対する持分に相当する金額

二 前条第四項の規定により研究所に出資した  
ものとされた政府以外の者 当該政府以外の  
者が有する施行日の前日における事業団の純  
資産額に対する持分に相当する金額(その金  
額が当該持分に係る出資額を超えるときは、  
当該出資額に相当する金額)

(役員任期に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行の際研究所の理事である  
者の任期は、改正後の日本原子力研究所法第十  
三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施  
行の際における改正前の日本原子力研究所法第  
十三條第一項の規定によるその者の研究所の理  
事としての残任期間と同一の期間とする。

(日本原子力船研究開発事業団法の廃止)  
第五条 日本原子力船研究開発事業団法は、廃止  
する。

(罰則に関する経過措置)  
第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第  
二條第三項の規定により従前の例によることと  
される事項に関することの法律の施行後にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)  
第七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十  
年法律第百九十五号)の一部を次のように改正  
する。

第二十四条第二項中「日本原子力船研究開発  
事業団」を「日本原子力研究所」に改める。

(所得税法の一部改正)  
第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の  
一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船研究開発  
事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)  
第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の  
一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船研究開発  
事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)  
第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本原子力  
船研究開発事業団」を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)  
第十一条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律  
第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十号中「日本原子力船研究開発事  
業団」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)  
第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百  
五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第百六十五号中「日本原子  
力船研究開発事業団」を削り、「国際観光振興  
会」の下に、「日本原子力研究所」を加える。

〔高木健太郎君登壇、拍手〕

○高木健太郎君 たいだいま議題となりました日本  
原子力研究所法の一部を改正する法律案につきま  
して、科学技術特別委員会における審査の経過と  
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及  
び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開  
発事業団を日本原子力研究所と統合するため同事  
業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力  
研究所に承継させるとともに、同研究所の業務と

して、原子力船の開発のために必要な研究を行うこと等を規定するなど所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、原子力船「むつ」の存廃問題と原船事業団の原研への統合理由、統合後の日本原子力研究所の研究開発体制、今後の船用原子炉の研究のあり方、方法、関根浜新港の建設に伴う漁業補償、土地買収問題等広範にわたり熱心な質疑が行われ、また六月二十二日には、原研東海研究所及び動燃事業団東海事業所に委員派遣を行い、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して本岡理事、日本共産党を代表して佐藤委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して古賀理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、原子力船の開発のために必要な研究のあり方等に関する事項等四項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案  
日程第三 土地改良法の一部を改正する法律案  
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

昭和五十九年七月六日 参議院会議録第二十号

以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長谷川寛三君。

#### 審査報告書

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十九年七月三日

農林水産委員長 谷川 寛三  
参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における農業及びこれに関する諸情勢の動向にかんがみ、農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の内容の整備拡充、交換分合制度の拡充、農業用施設の適切な配置等に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものである。よって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

最近における我が国農業をめぐる厳しい情勢に対処するため、食料の総合自給力の強化を図り、あわせて生産性の高い農業の実現と活力ある農業・農村を形成していくことが緊急の課題となっている。

よって政府は、農業の振興と農村の整備に係る各種施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、特に本法の施行に当たつては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、農業振興地域整備計画の変更に当たつては、優良農用地や農用地開発適地を農用地区域に積極的に確保するとともに、不耕作地等の遊休農地の有効利用を図るための指導を行うこと。

二、農用地の開発を円滑かつ積極的に進進するため、農業の振興と林業の振興との関連に配慮しつつ、交換分合制度の活用等により、里山等の農業の利用が図られるよう関係者に対する啓もう等に努めること。

三、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進に当たつては、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人、普及組織等の協力体制を確立しつつ、兼業農家等を幅広く包摂した地域農業集団を育成し、農業構造の改善施策を総合的に推進すること。

また、農業構造の改善施策とあわせ、生産対策、流通対策及び価格対策の適切な実施に努めること。

四、農業従事者の安定的就業機会を確保するため、農村地域への工業導入施策の積極的運用に努めるとともに、地場産業の育成、観光開発等地域の実情にあつた各種施策の拡充強化に努めること。

また、これら施策の実施に当たつては、日雇、出稼等々の不安定就業の改善に特に配慮すること。

五、農村地域を定住の場として整備し、後継者の確保、嫁不足の解消、農家・非農家を包摂した新しいコミュニティの形成を図るため、各種生活環境施設等の整備を促進するよう努めること。

また、これら施設の設置に当たつては、創設交換分合制度の活用をも図りつつ優良農用地の確保に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

六、農業振興地域整備計画の各種計画事項が円滑かつ総合的に実施されるよう、国は、事業の適切な採択とその実施について十分な配慮を行うこと。

七、協力制度の運用に当たつては、地域の独自性、地域住民の自主性が十分反映され、集落の自治機能が助長されるよう指導するとともに、法律に基づく協力以外の各種の自主的取決めに ついても、農村におけるコミュニティ機能の活性化を図る観点から、地域の実情に応じ、その適切かつ積極的な活用が行われるよう啓もう・指導すること。

右決議する。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年五月十七日

衆議院議長 福永 健司  
参議院議長 木村 睦男殿

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案  
農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の四」を「第十三条の五」に改める。

第四条第二項第四号を次のように改める。

四 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 農業生産の基盤の整備及び開発

ロ 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

ハ 農業の近代化のための施設の整備

ニ ロに掲げる事項と相まつて推進する農業従事者の安定的な就業の促進

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案 農業振興地域の整備に関する法律案外一件

五九一

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案外一件

五九二

ホ 農業構造の改善を図ることを目的とする  
主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備

第八条第二項第三号を次のように改める。

三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項

第八条第二項に次の二号を加える。

五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まつて推進するもの

六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

第八条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

第九条第一項中「第四号」を「第六号」に改める。

第十条に次の一項を加える。

四 農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第六号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならぬ。

第十一条第七項及び第八項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十三条第三項中「第八条第三項」を「第八条第

四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十三条の二第四項中「第十三条の四」を「第十三条の五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中前項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合において、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

一 農用地区域内における土地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用を確保するため、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地を農用地とし、農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める場合、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地

二 第十八条の二第一項の認可を受けた同項の協定において定められた同条第二項第二号に掲げる施設を当該協定において定められた同項第三号に掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める場合、当該協定において定められた同号に掲げる区域内の土地

第十三条の四中「第十三条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、第四章中同条を第十三条の五とし、第十三条の三の次に次の一条を加える。

第十三条の四 交換分合計画においては、前条第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないうでその所有者が失うべき土地を定める場合には、その所有者が失うべき土地の面積を合計した面積を超えない範囲内で、その交換分合

計画に係る土地に含まれる一定の土地を、その交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる。

二 前項の規定により当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる土地は、農業振興地域整備計画においてその整備に関する事項が定められていない施設で政令で定める要件を備えるものの用に供するための土地でなければならない。

三 第一項の規定により当該交換分合計画に係る土地を取得すべき者として定めることができる者は、市町村、農業協同組合、土地改良区その他政令で定める者のうち、当該土地を取得することにつき市町村が適当と認める者でその同意を得たものでなければならない。

四 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第十八条の次に次の十二条を加える。

第十八条の二 農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることとが農業環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の団体の土地（公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。）について所有権、地上権又は賃借権を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。）は、市町村長の認可を受けて、これらの土地について当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定（以下第十八条の十一までにおいて「協定」という。）を締結することができる。

2. 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）

二 協定に係る施設

三 協定区域の区分で次に掲げるもの  
イ 前号に掲げる施設の用に供することを予定する土地の区域  
ロ 前号に掲げる施設の用に供しないことを予定する土地の区域

四 協定の有効期間  
五 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

三 協定においては、前項各号に掲げるもののほか、農業振興地域内にある土地のうち協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることが当該協定の目的の達成上必要なものとして協定区域の土地とすることを予定するもの（以下「協定区域予定地」という。）を定めることができる。この場合において、協定区域予定地は、同項第三号イ又はロに掲げる区域に区分されたものでなければならない。

四 協定においては、第二項第三号に掲げる区域（協定区域予定地のうち同号イに掲げる区域として区分された土地の区域を含む。）は、農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地の区域内に設定されるものでなければならない。

五 協定については、協定区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならない。

六 協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

（協定の内容及び法令等との関係）

第十八条の三 協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分違反するものであつてはならない。

二 協定の内容は、法令に基づき策定された国又

は地方公共団体の計画に適合するものでなければならぬ。

(協定の縦覧等)

第十八条の四 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供しななければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(協定の認可)

第十八条の五 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。

一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による管農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であることと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他の妥当なものであること。

四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(協定の変更)

第十八条の六 協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項を変更しようとする場合に

おいては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(協定の効力)

第十八条の七 第十八条の五第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)次条第一項において同じ。の規定による認可の公告があつた協定に定める事項のうち、第十八条の二第二項第三号に掲げる区域に関する事項は、その公告のあつた後において当該区域内の土地に係る土地所有者等となつた者に対して、その効力があるものとする。

(協定成立後の協定への参加)

第十八条の八 第十八条の五第二項の規定による認可の公告があつた後いつでも、第十八条の二第二項第三号に掲げる区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に対して書面での意思表示をすることによつて、協定に参加することができる。この場合において、協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等が当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、同条第三項の規定により協定において定めるところに従い、同条第二項第三号又は口に掲げる区域の一部となるものとする。

2 第十八条の五第二項の規定は、前項の規定により協定区域予定地の区域内の土地が協定区域内の土地となつた場合について準用する。

(協定への参加のあつせん)

第十八条の九 協定に係る土地所有者等は、協定区域予定地の区域内の土地(第十八条の二第二項第三号に掲げる区域として区分された土地を除く。)に係る土地所有者等に対して当該協定への参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、全員の合意により、市町村長に対し、その者の承諾を得るために必要な

あつせんをなすべき旨を申請することができ

る。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等の協定への参加が第十八条の五第二項の規定に照らして相当であり、かつ、当該協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんを行うことができる。

(協定の廃止)

第十八条の十 協定に係る土地所有者等は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可を受けた協定を廃止しようとする場合において、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(協定の認可の取消し)

第十八条の十一 市町村長は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第十八条の五第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(施設の維持運営に関する協定の締結等)

第十八条の十二 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第八条第二項第二号に掲げる事項に係る施設又は同項第四号若しくは第六号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外

の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協定の目的となる施設の名称及び所在  
二 協定の目的となる施設の維持運営の方法、維持運営に要する費用の負担の方法その他当該施設の維持運営に関する事項  
三 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項  
四 協定を変更し、又は廃止する場合の手續  
五 協定の有効期間  
六 その他必要な事項

3 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。  
一 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。  
二 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。

3 協定において定める前項第三号から第六号までに掲げる事項の内容が妥当なものである第十八条の二第六項及び第十八条の三の規定

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

は、協定について準用する。

5 前三項に規定するもののほか、協定の認定(協定の變更の認定を含む。)及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(協定に關する助言及び指導)

第十八条の十三 国及び地方公共団体は、第十八条の二第一項又は第十八条の十二第一項の協定の締結及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第二十四条第一号中「第十三条の四」を「第十三条の五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遡及なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に關する法律第四條第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針(改正後の同法第四條第二項第四号に掲げる事項に限る。)を變更しなればならない。この場合には、同法第四條第四項から第七項までの規定を準用する。

(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の十四第十三項各号列記以外の部分中「土地の取得」の下に「(政令で定める土地の取得を除く。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

4 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七條の五第一項中「第十三條の二第二項」を「第十三條の二第三項」に、「第十三條の四」を「第十三條の五」に改める。

審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年七月三日

農林水産委員長 谷川 寛三  
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応して、土地改良事業の施行を通ずる農用地と非農用地の整理、農業用水排水の汚濁の防止による優良農用地の保全を図るため、換地制度における非農用地の創出手法の改善、農業用水排水路等の管理に關する土地改良区の協議請求制度の拡充、農業集落排水施設整備事業の実施手続に關する規定の整備を行うとともに、土地改良事業の効率的な推進を図るため、一定の土地改良事業に係る同意徵集手続の簡素化を図るほか、土地改良区の總代会の設置要件の緩和、都道府県土地改良事業団体連合会の事業内容の充実等の措置を講じようとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、最近における我が国の農業及び農村が、極めて厳しい状況に直面していることにかんがみ、農業生産基盤の整備、開発を図り、農業の生産性の向上、農業総生産の増大及び農業構造の改善等に資するよう、土地改良事業の積極的な実施に努めるとともに、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。  
一、第三次土地改良長期計画における計画事業量が達成されるよう必要な予算の確保、農家負担

の軽減、事業工期の縮減等に努めること。

二、農村地域の混住化等の一層の進展により、農業用水排水路等の地域排水路としての機能が拡大し、土地改良区の経費負担が増加している状況に対処するため、当該農業用水排水路等の建設事業費の負担の公平を図るとともに、市町村等協議制度、非農用地受益者に対する賦課制度等の各般の利用調整制度が地域の実情に即して総合的かつ有効に活用されるよう適切な措置を講じ、地域における公平分担の実現と土地改良区の経費負担の軽減を図ること。

三、土地改良区及び土地改良事業団体連合会の組織運営体制の強化を図るため、その財政基盤の充実、事業運営への構成員の意思反映並びに役員員の資質の向上及び処遇の改善に努めること。

また、今後更に複雑化、高度化すると見込まれる農業用水排水路等の土地改良区による適切な維持管理を確保するため、助成措置の充実に努めるとともに、水系等を基準とした土地改良区の合併を促進すること。

四、土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業については、その適切な実施を確保するため、市町村等の行う事業と十分な調整を図るとともに、技術援助体制の整備を行うこと。

また、本事業による排水処理施設の設置に当たつては、資源の有効利用の促進に配慮するとともに、農業用水排水の水質保全等を図るため、用排水分離事業等の積極的推進を図ること。

五、ほ場整備事業等を通ずる生活環境用地等の創出に当たつては、優良農用地のスペアロール化を防止することを旨とするとともに、用地提供のための農家負担が過重とならないよう、その設置場所の選定及び規模等について十分な配慮がなされるよう指導すること。

また、換地の実施に当たつては、関係者の意見が十分に反映され、公正な運用が図られるよう指導すること。

土地改良区の總代会設置要件の緩和については、組合員の権利を保護し、その意見が十分反映されるよう適切な措置を講ずること。  
右決議する。

土地改良法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十九年五月十七日

衆議院議長 福永 健司  
参議院議長 木村 睦男殿

土地改良法の一部を改正する法律案  
土地改良法の一部を改正する法律  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の  
一部を次のように改正する。

目次中「第五十七條の三」を「第五十七條の八」に改める。

第三條第七項中「含む。」の規定により指定された土地を含む。以下この項において同じ。の規定により指定された土地(第五十三條の二の三第一項の規定により指定された土地にあつては、換地を定め、同条第八項中「第四十八條第七項」を「第四十八條第九項」に改め、「第四十五條の二第五項」の下に「第八十五條の三第四項(同条第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十五條第二項中「附帯する事業」の下に「(第五十七條の四第一項に規定する事業を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十三條第一項中「三百人をこえる」を「二百人をこえる」に、「代るべき」を「代わるべき」に改める。

第三十三條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「變更」の下に「第八十五條の三第一項若しくは第六項の規定による申請を加える。」  
第四十八條第三項中「土地改良事業を行なう」を「土地改良事業(当該土地改良区が管理する土地

改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の

変更を内容とする第二条第二項第一号の事業であつて、当該土地改良区が現に当該土地改良施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域として区域(以下「現行管理区域」という。)内に於いて施行するものうち、当該土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とするものとその他現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものを除く。)を行おうに改め、同条第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、同条第八項中「行なおうを行おう」に改め、「手続」の下に「(第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八條第二項に規定する手続)を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三項に規定する」を「土地改良事業計画の変更(第三項に規定するものに限る。)をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「行なおうを行おうに、前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 土地改良区は、その管理する土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業であつて、現行管理区域以外の地域をその施行に係る地域の一部とするものうち、当該土地改良施設の

有している機能の維持を図ることを目的とすることその他現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものを行おうとする場合においては、その施行に係る地域のうち現行管理区域以外の地域内に於ける土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて第三項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。

る。

6 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で第四項に規定するもの(その変更により新たにその土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域に係るものに限る。)のうち、省令で定める特に軽微なものとし、その変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の全員からその土地改良事業に参加する旨の申出があり、かつ、当該申出に係る変更によりその土地改良事業の効率が高められると認めるときは、当該変更に係る第三項及び第四項に規定する手続を省略することができる。

第五十三條の二の二の前の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「換地を定めない」を「地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定め、又は、同条第三項中「土地について」の下に「地積を特に減じて換地を定め、又は」を加え、「あたつて」を「当たつて」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十三條の二の三第一項中「土地とする」の下に「地積を特に減じて換地を定め、又は」を加える。

第五十三條の三第一項を次のように改める。  
換地計画においては、第一号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要の場合にはその換地計画に係る一定の土地で当該換地計画に係る土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを、第二号又は第三号に掲げる施設に供するための土地が新たに必要の場合には当該土地改良事業の計画において定められた非農用地域内の一定の土地を、それぞれ換地として定め、これらの施設の用に供する土地(同号に掲げる施設の用に供する土地にあつては、当該施設の用に供する土地の総面積のうち当該施設を当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が利用する割合に応じて面積を超過しない範囲内の土地に限る。)として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

一 当該土地改良事業によつて生ずる土地改良に係る地域内で農業を営む者が利用する割合に応じて面積を超過しない範囲内の土地に限る。)として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

二 次に掲げる施設のうち、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるもの  
イ 農業経営の合理化のために必要な施設(前号に掲げる施設を除く。)で省令で定めらるもの  
ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設(前号及びイに掲げる施設を除く。)で農業構造の改善を図ることを目的とするものうち、地方公共団体の計画に定められたもの(政令で定める要件に適合するものに限る。)

三 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、前号イ又はロに掲げる施設に該当するもの(同号に掲げる施設を除く。)  
第五十三條の三第三項中「第一項の」を「第一項第一号の」に改める。

第五十三條の三の二第二項中「規定により」の下に「地積を特に減じて換地を定める従前の土地又は」を加え、「その従前の土地」を「その特に減じた地積又はその換地を定め、又は従前の土地に、こえないを、超えないに、前条第一項の省令で定める施設の用に供する」を「前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同条第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める」に改める。  
第五十三條の六第二項中「行なう」を「行う」に改め、「支払われた土地」の下に「同条第一項の規定により換地を定め、又は土地として指定された土地

に限る。」を加える。

第五十六條第二項中「土地改良施設以外の施設」の下に「(以下この項及び次項において「他用途施設」という。)」を加え、「当該施設」を「他用途施設」に改め、同条第三項中「第一項の規定による協議」を「前二項の規定による協議(前項の規定による協議にあつては、農業用排水施設を他用途施設(政令で定めるものを除く。))の用に兼ねて供すること並びにその兼ねて供する場合における当該農業用排水施設の管理の方法及びその管理に要する費用の分担についての協議に限る。以下この項及び次項において同じ。に、」とのおなじ」を「調わない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項後段の規定は、同項の規定による協議に係る裁定の申請について準用する。  
第五十六條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第一項の規定による協議に係る第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第二項の規定による協議に係る前項の規定による裁定の申請があつた場合において、当該協議を求められた者の意見を聴き、当該農業用排水施設の管理に支障を生じないようするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、裁定をすることができ。

第二章第一節第三款第一目中第五十七條の三の次に次の五條を加える。

(農業集落排水施設整備事業の実施)  
第五十七條の四 土地改良区は、その管理する農業用排水施設(土地改良区が委託を受けて管理するものを含む。)に係る農業用排水の水質の汚濁を防止し、当該農業用排水施設の適正な管理を確保するため、集落から当該農業用排水施設へ排出される汚水処理するための施設の施設の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事

昭和五十九年七月六日 参議院会議録第二十号

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案外一件

五九六

業(以下「農業集落排水施設整備事業」という。)  
を行おうとする場合には、省令の定めるところ  
により、総会の議決を経て農業集落排水施設整  
備事業の計画(以下第五十七条の八までににお  
いて「事業計画」という。)その他必要な事項を定  
め、都道府県知事の認可を受けなければならない。  
い。

2 事業計画においては、省令の定めるところに  
より、当該農業集落排水施設整備事業につき、  
目的、事業を行う区域、工事又は管理に関する  
事項、事業費に関する事項その他必要な事項を  
定めるものとする。

3 土地改良区は、第一項の認可を申請するに  
は、あらかじめ、事業計画につき関係市町村長  
と協議しなければならない。

(農業集落排水施設整備事業の認可)

第五十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の  
認可の申請があつたときは、次の各号の一に該  
当する場合を除き、これを認可しなければならない。  
い。

一 申請に係る農業集落排水施設整備事業が、  
申請に係る土地改良区が行う土地改良事業の  
遂行を妨げないものであること、当該農業集  
落排水施設整備事業に係る施設を当該土地改  
良区の組合員が主として利用するものとなる  
ことその他当該土地改良区が施行することを  
相当とするものとして政令で定める基本的な  
要件に適合するものでないとき。

二 申請の手続又は事業計画の内容が法令又は  
法令に基づいてする行政庁の処分違反して  
いるとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る農業  
集落排水施設整備事業を適確に遂行するに足  
りる経理的基礎又は技術的能力を欠く等農業  
集落排水施設整備事業の遂行のための基礎的  
な要件として政令で定める要件を欠くと認め  
られるとき。

(経費の負担の基準)

第五十七条の六 土地改良区は、農業集落排水施  
設整備事業に要する経費に充てるため当該事業  
に係る施設を利用する者に対してその経費の負  
担を求めるに当たっては、排水量その他の客観  
的な指標により、当該事業によつてその者が受  
ける利益を勘案しなければならない。

(農業集落排水施設整備事業への参加)

第五十七条の七 土地改良区は、その組合員又は  
組合員以外の者に対し、農業集落排水施設整備  
事業への参加を求めるに当たっては、事業計  
画、当該事業に要する経費の負担に関する事  
項、当該事業への参加に係る契約に関する事項  
その他必要な事項を示して、これを行うものと  
する。

(事業計画の変更)

第五十七条の八 事業計画の変更については、第  
五十七條の四及び第五十七條の五の規定を準用  
する。

第八十五条の三を第八十五条の四とし、第八十  
五条の二の次に次の一条を加える。

第八十五条の三 土地改良区は、政令の定めると  
ころにより、その管理する土地改良施設の更新  
のために行う当該土地改良施設の更新を内容と  
する第二条第二項第一号の事業(以下この条に  
おいて「施設更新事業」という。)を国又は都道府  
県が行うべきことを、(その土地改良施設を二  
以上の土地改良区が管理する場合にあつては、  
当該二以上の土地改良区が共同して、)国営土地  
改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県  
営土地改良事業にあつては都道府県知事に、総  
会の議決を経て、それぞれ申請することができ  
る。

2 土地改良区は、前項の規定による申請(現行  
管理区域内において施行する施設更新事業のう  
ち、当該変更に係る土地改良施設の有している  
機能の維持を図ることを目的とすることその他  
現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は

利益を侵害するおそれがないことが明らかとな  
るとして政令で定める要件に適合するものに係  
る申請を除く。)をするには、あらかじめ、省令  
の定めるところにより、施設更新事業の計画の  
概要、当該施設更新事業による変更後の土地改  
良施設であつて省令で定めるものがある場合に  
はその土地改良施設に係る予定管理方法等及び  
定款を変更する必要がある場合には変更後の定  
款その他必要な事項(第五項において「事業計画  
概要等」という。)を公告して、次の各号の区分  
により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければ  
ならない。

一 現行管理区域以外の地域が施設更新事業の  
施行に係る地域の一部となる場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土  
地のうち現行管理区域以外の土地に係る組合員  
の三分の二以上の同意及びその施行に係る地  
域内の土地のうちその他の土地について第三  
条に規定する資格を有する者の三分の二以上  
の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土  
地に係る組合員の三分の二以上の同意

土地改良区は、現行管理区域以外の地域をそ  
の施行に係る地域の一部とする施設更新事業の  
うち、当該変更に係る土地改良施設の有してい  
る機能の維持を図ることを目的とすることその  
他現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又  
は利益を侵害するおそれがないことが明らか  
なものとして政令で定める要件に適合するもの  
について第一項の規定による申請をしようとする  
場合においては、当該施設更新事業の施行に係  
る地域のうち現行管理区域以外の地域内にある  
土地につき第三条に規定する資格を有する者の  
三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分  
の二以上の同意に代えることができる。

4 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及  
び第七項の規定を準用する。

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をす  
るには、省令の定めるところにより、その申請  
書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項  
の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二  
以上の同意(第二項の政令で定める要件に適合  
する施設更新事業に係る申請にあつては、第一  
項の総会の議決)があつたことを証する書面を  
添付し、これを、国営土地改良事業にあつては  
関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、  
都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府  
県知事に提出しなければならない。

6 土地改良区は、第一項の規定による申請をし  
ようとする場合において、当該申請に係る施設  
更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増  
大する他の土地改良事業(施設更新事業を除  
く。)であつて、当該申請に係る施設更新事業と  
併せてその土地改良事業を行うことにより当該  
施設更新事業及びその土地改良事業の効率が著  
しく高められ、かつ、その土地改良事業により  
その施行に係る地域内の土地における農業経営  
の合理化に寄与することが明らかなるもの(以下  
この項及び次項において「関連施行事業」とい  
う。)があるときは、政令の定めるところによ  
り、当該申請に併せて、その関連施行事業を国  
又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を  
経て、申請することができ。

7 土地改良区は、前項の規定による申請をする  
には、あらかじめ、省令の定めるところによ  
り、関連施行事業の計画の概要、省令で定める  
場合には施設更新事業及び関連施行事業に係る  
全体構成、関連施行事業により生ずる土地改良  
施設(省令で定めるものに限る。)がある場合に  
はその土地改良施設に係る予定管理方法等並び  
に定款を変更する必要がある場合には変更後の  
定款その他必要な事項を公告して、次の各号の  
区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得な  
ければならない。

一 現行地区以外の地域が関連施行事業の施行

に係る地域の全部又は一部となる場合

二 前号に掲げる場合以外の場合

8 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第六項の規定による申請をするには、土地改良区は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

9 第六項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五項第五項及び第六項の規定を準用する。

10 第六項の場合には、第四項の規定を準用する。

11 土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、省令の定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を記載した書面並びに第六項の議決及び第七項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十六條第一項中「第八十五條の二第一項」の

下に「第八十五條の三第一項若しくは第六項」を加え、同条第二項中「行なう」を「行ない」に、「若しくは第八十五條の二第二項」を「第八十五條の二第二項若しくは第八十五條の三第二項若しくは第七項」に改め、「公告のあつた事項又はその下に」同条第五項の申請書（省令で定めるものに限る。）若しくは「若しくは」を「添付された」を「添付された」に改め、「定められているとき」の下に「（省令で定める場合を除く。）」を加える。

第八十七條の二第一項中「又は第八十五條の三第一項」を「第八十五條の三第一項若しくは第六項又は第八十五條の四第一項」に、「行なう」を「行ない」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十七條の三第一項中「第八十五條の三第一項」を「第八十五條の四第一項」に、「行なう」を「行ない」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「若しくは第八十五條の二第二項」を「第八十五條の二第二項若しくは第八十五條の三第六項」に、「行なう」を「行ない」に改め、同条第四項中「定めるとき」の下に「（省令で定める場合を除く。）」を加え、同条第六項中「第四十八條第四項並びに」を「第四十八條第四項及び第六項並びに」に、「読み替へる」を「同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第八十七條の三第一項」と読み替へる」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第八十五條の三第一項」を「第八十五條の四第一項」に、「行なう」を「行ない」に改め、同条第十四項中「手続の下に」を「第六項において準用する第四十八條第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八條第二項に規定する手続」を加える。

第八十九條の二第七項中「行なう」を「行ない」に改め、「支払われた土地の下に」を「（同条第一項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。）」を加える。

第九十五條の二第三項中「及び第八項から第十項まで」を「第六項及び第十項から第十二項まで」に、「同条第十項」を「同条第六項中第三項及び第

四項」とあるのは「同項及び第九十五條の二第二項」と、同条第十二項中「又は同条第三項」を「同条第三項」に改め、「第四十八條第四項の同意」の下に「又は第九十五條の二第三項において準用する第四十八條第六項の申出」を加える。

第九十六條の三第五項中「及び第七項から第十項まで」を「第六項及び第九項から第十二項まで」に、「同条第七項中「第三項に規定する」を「同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六條の三第二項」と、同条第九項中「土地改良事業計画の変更（第三項に規定するものに限る。）を、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。

第九十六條の四「行なう」を「行ない」に改め、「第五十七條の三」の下に「第五十八條を加える。」第百一十一條の九第一号中「土地改良事業」の下に「（土地改良事業に附帯する事業を含む。次号及び第三号において同じ。）」を加え、「技術的援助」を「技術的指導その他の援助」に改める。

第百一十八條第一項第四号中「行なう」を「行ない」に改め、同項第五号中「第八十五條の三第一項」を「第八十五條の四第一項」に改める。

第百二十二條第二項中「第四十八條第九項」を「第四十八條第十一項」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の土地改良法（次項において「旧法」という。第四十八條第三項、第八十七條の三第一項、第九十五條の二第二項又は第九十六條の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

（換地に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした旧法第五十二條第一項（旧法第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

4 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。  
第二十條の三「第四十八條第九項」を「第四十八條第十一項」に改める。  
（地方税法の一部改正）  
5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第七十三條の二十七の七第一項中「土地改良法」の下に「第五十三條の三第一項又はは」を、「定められた換地」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）  
6 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第三十三條第一項第三号及び第六十四條第一項第三号中「換地又は当該権利の目的となるべき土地」を「地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地」に改める。  
（政令への委任）  
7 附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（谷川寛三君登壇、拍手）  
○谷川寛三君 たいだいま議題となりました両法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農振法改正案は、農業構造の改善の促進

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

に特に留意して、農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備基本方針等の内容の整備拡充、交換分合制度の拡充及び農業用施設の適切な配置等に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、土地改良法改正案は、土地改良事業の施行を通ずる農用地と非農用地の整理、農業用排水の汚濁の防止による優良農用地の保全を図るため、換地制度における非農用地創出手法の改善、農業用排水路等の管理に関する土地改良区の協議請求制度の拡充、農業集落排水施設整備事業の実施手続に関する規定を整備するとともに、土地改良事業の効率的な推進を図るため、一定の土地改良事業に係る同意徴集手続の簡素化等を行うほか、土地改良区の総代会設置要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては両法律案を一括して議題とし、六月二十二日に静岡閣下で現地調査を行うとともに、六月二十八日には四名の参考人を招いて、その意見を聴取いたしました。

質疑の主な内容は、農業基本法制定以降における構造政策の展開過程とその評価、耕種農業における生産性向上の目標、優良農用地確保のための方策、農業従事者の就業安定化への取り組み方、協定制度創設の理由と今後の運用方針、第三次土地改良長期計画の全体像及び計画事業量の達成見通し、土地改良区が行う農業集落排水整備事業と地方自治体との関係、都道府県知事による裁定制度的な運用方針、換地制度の改正による非農用地生み出しの効果等についてであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員から両法律案に反対の旨の討論があり、順次採決の結果、両法律案は多

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案外一件 雇用保険法等の一部を改正する法律案

数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農振法改正案に対しましては、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会の各会派共同提案による七項目の附帯決議を多数をもって行いました。また、土地改良法改正案に対しましては、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の会の各会派共同提案による六項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長石本茂君。

審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年七月五日

社会労働委員長 石本 茂

参議院議長 木村 睦男殿

附則第一条各号列記以外の部分中「昭和五十九年七月一日」を「昭和五十九年八月一日」に改め、

同条第一号中「昭和五十九年八月一日」を「昭和五十九年九月一日」に改め、同条第二号中「附則第十八条第二項」の下に「及び附則第十八条の二」を加える。

附則第三条第二項中「昭和五十九年七月」を「昭和五十九年八月」に改める。

附則第八条第一項中「昭和五十九年八月一日」を「昭和五十九年九月一日」に改め、同条第二項中「昭和五十九年八月」を「昭和五十九年九月」に、同

年六月」を「同年七月」に、「同年七月」を「同年八月」に改め、同条第三項中「昭和五十九年十一月」を「昭和五十九年十二月」に、「同年六月中」を「同年七月中」に、「同年六月三十日」を「同年七月三十

日」に改め、同項の表中

昭和五十九年八月  
昭和五十九年九月  
昭和五十九年十月  
昭和五十九年十一月

に改める。

昭和五十九年八月  
昭和五十九年九月  
昭和五十九年十月  
昭和五十九年十一月

に改める。

昭和五十九年八月  
昭和五十九年九月  
昭和五十九年十月  
昭和五十九年十一月

に改める。

昭和五十九年八月  
昭和五十九年九月  
昭和五十九年十月  
昭和五十九年十一月

に改める。

昭和五十九年八月  
昭和五十九年九月  
昭和五十九年十月  
昭和五十九年十一月

に改める。

昭和五十九年八月  
昭和五十九年九月  
昭和五十九年十月  
昭和五十九年十一月

ノ六月三十日」とあるのは、「昭和五十九年八月一日ヨリ昭和六十年六月三十日」とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済社会情勢の変化に伴い雇用構造が著しく変化していること等にかんがみ、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門の効率的運営を進めるため、両保険の保険給付内容の改善整備等を行うものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行に伴い、昭和五十九年度において、約千二百七十三億円の支出減及び船員保険料率引上げによる約十八億円の収入増が見込まれる。

なお、本修正の結果、昭和五十九年度において、約二百二億円の支出増及び約二億円の船員保険料収入減が見込まれる。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

修正は、やむを得ない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、高齢者を中心とした失業の防止、早期再就職の促進、雇用就業機会の増大等のための雇用就業対策の充実、強化に努めるとともに、最近の経済社会の変化に応じた職業能力の再開発について検討を行い、失業者の再就職の促進のために、職業訓練等その整備充実を図り、このた

めに雇用保険法に基づく四事業の一層効果的な運営に努めること。

二、給付制限制度については、労働者の生活の実態、経済社会の変化及び職業選択の自由に十分配慮しつつ、雇用保険法の趣旨を踏まえ、運用基準の見直しを行うこと。

三、不正受給の防止対策の強化拡充を図るとともに、納付命令制度について、その趣旨、目的に沿った運用が図られるよう運用基準の見直しを行うこと。

四、雇用保険制度の適切な運営に努めることにより財政の確立を図り、今後、安易な保険料率の引上げを避けるとともに、必要な国庫負担額を確保するよう努めること。

五、五人未満事業所等の未適用労働者及び一般労働者と同様の状態にあるパートタイム労働者の加入促進に努めること。

六、婦人労働者の就労機会を確保し、併せてその失業を防止するため、パートタイム労働者対策の充実、育児休業制度の充実等に努めること。

七、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の進展に対応して、雇用の安定、職業能力の開発向上、労働安全衛生の確保、労働時間の短縮等が図られるよう対策の充実強化に努めること。

八、公共職業安定所における職業紹介機能及び体制の充実強化を図るとともに、就職情報誌紙等の増加に伴う諸問題に対応するため必要な指導を強めること。

九、船員をとりまく深刻な雇用情勢にかんがみ、失業予防等雇用安定対策の一層の充実強化を図るとともに、船員保険失業部門についても、制度の適切かつ安定した運営を図るよう努めること。

また、船員保険における失業保険非適用の漁船船員について、その実態を考慮し、適用拡大の検討を含め特段の配慮を払うこと。  
右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年五月十七日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

(小字及び一は衆議院修正)

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十八条―第四十一条)」を「第三節 短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十七条―第四十一条)」に、「第五十七

八条」を「第五十六条の二」に改める。  
第六条中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 六十五歳に達した日以後に雇用される者  
(同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第三十八

条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)  
第十條第三項中「かわらず」の下に「第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に係る求職者給付は、高年齢求職者給付金とし」を加え、同条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 再就職手当  
第十四条第二項第一号中「次節及び第四節」を「次節から第四節まで」に改め、「以下同じ。」の下に「第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格」を、「当該受給資格」の下に「高年齢受給資格」を加える。

第十五条第一項中「次節及び第四節」を「次節から第四節まで」に改める。  
第十六条中「千八百円以上三千円以下」を「三千二百円以上七千九百円以下」に改める。

第十七条第一項中「賃金の総額」を「賃金(臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項において同じ。の総額)」に改め、同条第四項第一号中「千八百円」を「三千二百円」に改め、同項第二号中「七千五百円」を「一万二千二百円」に改める。

第十八条第一項中「千八百円以上三千円以下」を「三千二百円以上七千九百円以下」に改める。  
第十九条第一項第一号中「五百円」を「千円」に改める。

第二十条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、「新たに受給資格の下に」第三十七條の三第二項に規定する高年齢受

給資格」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年(労働省令で定める年齢以上の定年に限る。)に達したことその他労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日」の翌日から起算して一年」とあるのは「当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、一年に当該離職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該一年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、「の期間内の失業している日」とあるのは「内の失業している日」とする。

第二十二條を次のように改める。  
(所定給付日数)  
第二十二條 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数(以下「所定給付日数」という。)は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該基本手当の受給資格に係る離職の日(以下この条において「基準日」という。)において五十五歳以上六十五歳未満である受

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

雇用保険法等の一部を改正する法律案

給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ 十年以上 三百日

ロ 五年以上十年未満 二百四十日

ハ 五年未満 二百日

二 基準日において四十五歳以上五十五歳未満である受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ 十年以上 二百四十日

ロ 五年以上十年未満 二百十日

ハ 五年未満 百八十日

三 基準日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ 十年以上 二百十日

ロ 五年以上十年未満 百八十日

ハ 五年未満 九十日

四 基準日において三十歳未満である受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 十年以上 百八十日

ロ 十年未満 九十日

2 前項の受給資格者で労働省令で定める理由により就職が困難なもの（基準日において四十五歳以上であり、かつ、算定基礎期間が十年以上である者を除く。）に係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において五十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百日

二 基準日において五十五歳未満である受給資格者 二百四十日

3 前二項の受給資格者で算定基礎期間が一年未満のもの（第二項第三号ハ又は第四号ロに係る者を除く。）に係る所定給付日数は、前二項の規定にかかわらず、九十日とする。

4 前三項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日以前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を連続した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日以前一年の期間内になく、当該直前の被保険者でなくなつた日以前の被保険者であつた期間

二 当該雇用された期間に係る被保険者となつた日以前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間

5 一の被保険者であつた期間に関し、被保険者となつた日が第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、当該確認があつた日の二年前の日に当該被保険者となつたものとみなして、前項の規定による算定を行うものとする。

（別添延長給付）  
第二十二條の二 次の各号のいずれにも該当する受給資格者であつて、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に照らし、就職が困難な者であると認められたものについては、第二十二條第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超過して、基本手当を支給することができる。

（別添延長給付）  
第二十二條の二 次の各号のいずれにも該当する受給資格者であつて、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に照らし、就職が困難な者であると認められたものについては、第二十二條第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超過して、基本手当を支給することができる。

一 次のいずれかに該当する受給資格者  
イ 特定不況産業・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二十二條第一項第五号に規定する特定不況産業離職者又は同項第六号に規定する特定不況地域離職者  
ロ 倒産（破産、和議開始、更生手続開始その他労働省令で定める事由）に該当する事業主（イ）に伴い離職を余儀なくされた者として労働省令で定める者  
ハ 事業主の都合により離職した者であつて、当該事業主の適用事業において最後に被保険者となつた日以前に第六條第三号に掲げる船員保険の被保険者であつた期間のあるもの（最後の船員保険の被保険者であつた期間が労働省令で定める期間に満たない者及び最後に船員保険の被保険者でなくなつた日以後の日において基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者を除く。）  
ニ イからハまでに掲げる者に準ずるものとして労働省令で定める者

二 次のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項又は第三項の規定に該当する者を除く。）  
イ 前条第一項第一号に該当し、かつ、その算定基礎期間が十年未満である者  
ロ 前条第一項第二号に該当し、かつ、その算定基礎期間が十年未満である者  
ハ 前条第一項第三号に該当し、かつ、その算定基礎期間が五年未満である者

2 前項の場合において、所定給付日数を超過して基本手当を支給する日数は、次の各号に定める受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 前項第二号イに該当する受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 五年以上十年未満 六十日

ロ 五年未満 三十日

二 前項第二号ロに該当する受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 五年以上十年未満 六十日

ロ 五年未満 三十日

三 前項第二号ハに該当する受給資格者 九十日  
第一項の規定に該当する受給資格者については、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條第一項並びに第二十七條第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に第二十三條の二第二項に規定する日数を加えた日数」とする。

に「及び第二項」を、「日数」の下に「第三十三條第三項を除き」を加え、同条第二項中「第二十三條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第二十四條第三項中「第二十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同条第四項中「第二十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十五條第四項及び第二十七條第三項中「第二十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、「同項の」を「これらの」に改める。

第三十三條第一項中「一箇月以上三箇月以内」を「一箇月以上三箇月以内」に改め、同条に次の三項を加える。

3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

4 前項の規定に該当する受給資格者については、第二十三條第一項中「第二十條第一項及び第二項」とあるのは、「第三十三條第三項」とする。

六〇〇

三項の規定に該当する者については、同項の規定による期間を加える。

### 第三章第二節の次に次の一節を加える。

#### 第二節の二 高年齢継続被保険者の求職者給付

##### (高年齢継続被保険者)

第三十七條の二 被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に六十五歳に達した日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日において雇用されているもの(第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「高年齢継続被保険者」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節(第十四條を除く)、次節及び第四節の規定は、適用しない。

##### (高年齢求職者給付)

第三十七條の三 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった高年齢継続被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、第十四條の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

2 前項の規定により高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格(以下「高年齢求職者給付資格」という。)を有する者(以下「高年齢求職資格者」という。)が次条第三項の規定による期間内に高年齢求職者給付金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合(新たに第三十九條第二項に規定する特例受給資格

格を取得した場合を除く。)において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該高年齢求職資格に基づく高年齢求職者給付金の支給を受けることができる。

##### (高年齢求職者給付金)

第三十七條の四 高年齢求職者給付金の額は、高年齢求職資格者を第十五條第一項に規定する受給資格者とみなして第十六條から第十八條までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数(第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数)を乗じて得た額とする。

- 一 一年以上 百五十日
- 二 一年以上十年未満 百二十日
- 三 一年以上五年未満 百日
- 四 一年以上一年未満 五十日

2 前項の算定基礎期間は、当該高年齢求職資格者を第十五條第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢求職資格に係る離職の日を第二十二條第一項第一号に規定する基準日とみなして同条第四項及び第五項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。この場合において、同条第四項に規定する基準日まで引き続き同一の事業主の適用事業に雇用された期間のうち六十五歳に達した日以後の期間については、当該期間に十分の十を限度として労働省令で定める率を乗じて得た期間をもつて当該期間とする。

3 高年齢求職者給付金の支給を受けようとする

る高年齢求職資格者は、離職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

##### 4 第二十一條、第三十一條(第三項を除く)、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項、第三十四條第一項並びに第三十五條の規定は、高年齢求職者給付金について準用する。

この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「高年齢求職資格者」と、「受給資格」とあるのは「高年齢求職資格」と、第三十一條第二項中「失業の認定を受けることができなかった期間に係る」とあるのは「第三十七條の四第三項の認定を受けることができなかった」と、「失業の認定を受けなければならない」とあるのは「同項の認定を受けなければならない」と、第三十三條第一項中「第二十一條の規定による期間」とあるのは「第三十七條の四第四項において準用する第二十一條の規定による期間」と読み替へるものとする。

##### (六十五歳の定年等により退職した者に関する特例)

第三十七條の五 高年齢求職資格者であつて、当該高年齢求職資格に係る離職が六十五歳の定年に達したことその他これに準ずるものとして労働省令で定める理由によるものについては、第十條第三項及び前三條の規定にかかわらず、高年齢求職者給付金を支給しないものとし、その者を第十五條第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢求職資格に係る離職の日を第二十二條第一項第一号に規定する基準日とみなして、前節に定めるところにより、求職者給付金を支給する。この場合において、同号及び同条第二項第一号中「六十五歳未満」とあるのは、「六十五歳以下」とする。

第三十八條第三項中「第三項の下に、第二節(第十四條を除く。)を加える。

第三十九條第一項中「できなかつた短期雇用特例被保険者」の下に「である被保険者」を加え、同条第二項中「規定する受給資格」の下に、「高年齢求職資格」を加える。

第四十條第三項中、「第三十三條」を、「第三十

三條第一項及び第二項」に改める。

第四十一條第一項中「前二條」を「前三條」に、「前節」を「第二節」に改める。

第四十三條第一項中「第六條第一号」を「第六條第一号の二」に改め、同条第四項中「前二節」を「前三節」に改める。

第四十八條第一号中「二千七百円」を「六千二百円」に改め、同条第二号中「千七百七十円」を「四千円」に改め、同号ロ中「及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合」を、「第二級印紙保険料及び徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(以下「第三級印紙保険料」という。)が二十四日分以上である場合(前号又はイに該当するときは除く。に、「徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(次条第二項及び第五十四條において「第三級印紙保険料」という。))を「第三級印紙保険料」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、当該前二箇月に納付された印紙保険料の納付額から徴収法第二十二條第一項第四号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(以下「第四級印紙保険料」という。)の納付額を減じた額に、第四級印紙保険料の納付額のうち二十四日から第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号

雇用保険法等の一部を改正する法律案

第四十八条第三号中「前二号」を「前三号」に、「千六百十円」を「千七百七十円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 次のいずれかに該当するときは、二千七百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

イ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が二十四日分以上であるとき(第一号又は前号イ若しくはロに該当するときはを除く)。

ロ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、当該前二箇月に納付された印紙保険料の納付額から第四級印紙保険料の納付額を減じた額に、第四級印紙保険料の納付額のうち二十四日から第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第三級印紙保険料の日額以上であるとき(前号ハに該当するときはを除く)。

第四十九条第一項中「の二分の一に相当する数」を削り、「に第二級受給者数」を「に前条第四号に定める額の日雇労働者数に相当する数」とし、この条及び第五十四条において「第四級給付金」というの支給を受ける者の数(以下この条において「第四級受給者数」という)に、「及び第三級給付金」を「第三級給付金の日額及び第四級給付金」に改め、同条第二項中「の二分の一に相当する数」を削り、「第三級受給者数に第二級受給者数」を「第三級受給者数に第四級受給者数」に、「及び第三級給付金」を「第三級給付金の日額及び第四級給付金」に改め、「二級・三級印紙保険料区分日額」というのの下に「及び第

三級印紙保険料と第四級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「三級・四級印紙保険料区分日額」という)を加え、「及び第二級給付金」を「第二級給付金の日額及び第三級給付金」に改め、「一級・二級印紙保険料区分日額」というのの下に「及び二級・三級印紙保険料区分日額」を加え、同条第三項中「第三級受給者数に第二級受給者数」を「第三級受給者数に第四級受給者数」に改め、「の二分の一に相当する数」を削り、「及び第二級給付金」を「第二級給付金の日額及び第三級給付金」に改め、「一級・二級印紙保険料区分日額」の下に「及び二級・三級印紙保険料区分日額」を加え、「及び第三級給付金」を「第三級給付金の日額及び第四級給付金」に改め、「並びに二級・三級印紙保険料区分日額」の下に「及び三級・四級印紙保険料区分日額」を加え、「第三級給付金の日額及び二級・三級印紙保険料区分日額は、第二級給付金」を「第四級給付金の日額及び三級・四級印紙保険料区分日額は、第三級給付金」に改め、同条第四項中「及び第三級給付金」を「第三級給付金の日額及び第四級給付金」に、「及び第三級給付金」を「第三級給付金の日額及び第四級給付金」に、「及び二級・三級印紙保険料区分日額」を「二級・三級印紙保険料区分日額及び第三級給付金」に、「及び二級・三級印紙保険料区分日額」を「二級・三級印紙保険料区分日額及び第三級給付金」に改める。

第五十四条第二号中「次のイからハまで」を「次のイからニまで」に、「それぞれイからハまで」を「当該イからニまで」に改め、同号ロ②中「及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合」を、「第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が七十二日分以上である場合(イ又はロに該当するときはを除く)」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、当該基礎

基礎期間に納付された印紙保険料の納付額から第四級印紙保険料の納付額を減じた額に、第四級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

第五十四条第二号ハ中「イ又はロ」を「イからハまで」に、「第三級給付金」を「第四級給付金」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 次のいずれかに該当するときは、第三級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が七十二日分以上であるとき(イ又はロ①若しくはロ②に該当するときはを除く)。

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、当該基礎期間に納付された印紙保険料の納付額から第四級印紙保険料の納付額を減じた額に、第四級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除して得た額が第三級印紙保険料の日額以上であるとき(ロ③に該当するときはを除く)。

第五十六条の見出し中「被保険者期間」を「被保険者期間等」に改め、同条第二項中規定する「受給資格」の下に、「高年齢受給資格」を加え、同条に次の一項を加える。

六〇二

3 第一項の規定は、第二十二条第四項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、「その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として」とあるのは、「当該雇用された期間を第二十二条第四項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に雇用された期間に該当するものとして」と読み替えるものとする。

第三章第五節中第五十七條の前に次の一条を加える。

(再就職手当)

第五十六條の二 再就職手当は、受給資格者(第三十七條の五の規定により受給資格者となつた者が安定的に職業に就いた場合において、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。ただし、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三條第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。第三項において同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

2 受給資格者が、安定的に職業に就いた日前労働省令で定める期間内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、再就職手当は、支給しない。

3 再就職手当の額は、労働省令で定める所定給付日数の区分及び支給残日数の区分に応じ、第十六條の規定による基本手当の日額に三十を乗じて得た額以上当該日額に百二十を乗じて得た額以下の範囲内において労働省令



昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号 雇用保険法等の一部を改正する法律案

キハ一年ニ当該離職ノ日ノ翌日ヨリ当該求職ノ申込ヲ為シタル日ノ前日迄ノ期間ニ相当スル期間ヲ加算シタル期間トシテ「当該一年ノ期間内ニ」トアルハ「当該加算シタル期間内ニ」ト「期間内」トアルハ「内」トス

第三十三条ノ十一中「前条第一項の下に」及「第二項を加え」船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルを「離職シタル」に、「此ノ限り」を「此ノ限」に改める。

第三十三条ノ十二を次のように改める。

第三十三条ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数(以下所定給付日数ト称ス)ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 当該失業保険金ニ係ル第三十三条ノ十二規定スル離職ノ日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 十年以上 二百四十日

ロ 五年以上十年未満 二百十日

ハ 五年未満 百八十日

二 基準日ニ於テ三十歳以上四十五歳未満ナル者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 十年以上 百八十日

ロ 五年以上十年未満 百五十日

ハ 五年未満 九十日

三 基準日ニ於テ三十歳未満ナル者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 十年以上 百二十日

ロ 十年未満 九十日

前項ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノニ係ル所定給付日数ハ同項ノ規定ニ拘ラズ二百四十日トス

前二項ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ算定基礎期間ガ一年未満ナルモノニ係ル所定給付日数ハ此等ノ規定ニ拘ラズ五十日トス

前三項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員(第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者(船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル)ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲グル期間ガ含まルルコトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該当スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一 当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ直前ノ離職ノ日ガ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一年ノ期間内ニ在ラザルトキハ当該直前ノ離職ノ日前ノ被保険者タリシ期間

二 当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ付テハ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日以前ノ被保険者タリシ期間

一ノ被保険者タリシ期間ニ関シ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ガ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得ノ確認アリタル日ノ二年前ノ日ヨリ前ニアルトキハ当該確認アリタル日ノ二年前ノ日ニ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シテ前項ノ規定ニ依ル算定ヲ行フモノトス

第三十三条ノ十二ノ二第一項中「第三十三条

ノ十第一項の下に「及第二項」を加え、同条第二項中「第三十三条ノ十第一項」の下に「及第二項」を加え、「同項」を「此等」に、「前項後段」を「同項後段」に改める。

第三十三条ノ十二ノ三 次ノ各号ノ何レモ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ地方運輸局長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職困難ナル者ト認メタルモノニ付テハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間内ノ失業セリ日ニ付所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

一 次ノ何レカニ該当スル者

イ 特定不況業種・特定不況地域関係労働者ノ雇用ノ安定ニ関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二

次ノ何レカニ該当スル者(第三十三条ノ十二第二項又ハ第三十三条ノ十二第一項第一号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

第三十三条ノ十二第一項第一号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

第三十三条ノ十二第一項第二号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

第三十三条ノ十二第一項第三号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

前項ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ次ノ各号ニ定ムル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数ヲ限度トス

一 前項第二号イニ該当スル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 五年以上十年未満 三十日

ロ 五年未満 六十日

二 前項第二号ロニ該当スル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

ハ 船舶所有者ノ都合ニ因リ離職シタル者ニシテ当該船舶所有者ニ最後ニ使用セララルコトナリタル日前ニ雇用保険法第四條第一項ニ規定スル被保険者(以下本項ニ於テ雇用保険ノ被保険者ト称ス)タリシ期間アルモノ(最後ニ雇用保険ノ被保険者タリシ期間ガ命令ヲ以テ定ムル期間ニ満タズル者及最後ニ雇用保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日後ノ日ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ヲ除ク)

ニ イ乃至ハニ掲グル者ニ準ズルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル者

三 次ノ何レカニ該当スル者(第三十三条ノ十二第二項又ハ第三十三条ノ十二第一項第一号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

第三十三条ノ十二第一項第一号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

第三十三条ノ十二第一項第二号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

第三十三条ノ十二第一項第三号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未満ナル者

前項ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ次ノ各号ニ定ムル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数ヲ限度トス

一 前項第二号イニ該当スル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 五年以上十年未満 三十日

ロ 五年未満 六十日

二 前項第二号ロニ該当スル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

第三十三条ノ十三ノ三第三項中「第三十三条ノ十第一項」の下に「及第二項」を加え、「同条第一項」を「此等」に改め、同条第四項中「第三十三条ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ニ第二項前段」を「第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定スル期間ニ同項前段」に改め、「同条第一項」の下に「及第二項」を加える。

第三十三条ノ十三ノ二第三項中「第三十三条ノ十第一項」の下に「及第二項」を加え、「同項」を「此等」に、「第一項後段」を「同項後段」に改める。

第三十三条ノ十五の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ十五ノ二 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ安定シタル職業ニ就キタル場合ニ於テ地方運輸局長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ其ノ者ニ対シ再就職手当ヲ支給ス但シ当該職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数(当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナリタル日数ヲ謂フ第三項ニ於テ之ニ同ジ)ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ二分ノ一未満ナル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ安定シタル職業ニ就キタル日前命令ヲ以テ定ムル期間内ノ就職ニ付再就職手当ノ支給ヲ受ケタルコト

イ 五年以上十年未満 三十日

ロ 五年未満 九十日

三 前項第二号ハニ該当スル者 三十日

第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ前条第一項、次条第一項及第二項並ニ第三十三条ノ十三ノ二第一項中「所定給付日数」トアルハ「所定給付日数ニ第三十三条ノ十二ノ三第二項ニ規定スル日数ヲ加ヘタル日数」トス

アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ再就職手当ハ  
之ヲ支給セズ

再就職手当ノ額ハ命令ヲ以テ定ムル所定給付  
日数ノ区分及支給残日数ノ区分ニ応ジ失業保  
険金ノ日額ニ二十ヲ乗ジテ得タル額以上当該  
日額ニ七十ヲ乗ジテ得タル額以下ノ範囲内ニ  
於テ命令ヲ以テ定ムル額トス

再就職手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定  
ノ適用ニ付テハ当該再就職手当ノ額ヲ第三十  
三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日  
額ヲ以テ除シテ得タル数ニ相当スル日数分ノ  
失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第三十三條ノ十六第一項中「第三十三條ノ十  
第一項」の下に「及第二項を加へ、同条第四項  
中「第三十三條ノ十第一項」を「本節」に改める。

第三十三條ノ十六の次に次の二条を加へる。

第三十三條ノ十六ノ二 被保険者ニシテ同一ノ  
船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ  
引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日ニ於テ使  
用セラルルモノガ離職シ労働ノ意志及能力ヲ  
有スルニ拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザル場合  
ニ於テ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ依ル失  
業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルトキ  
ハ失業保険金ノ支給ニ代ヘテ高給求職者給付  
金ヲ支給ス

高給求職者給付金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ  
日ノ翌日ヨリ起算シ一年ヲ経過スル日迄ニ其  
ノ居住地ヲ管轄スル地方運輸局又ハ公共職業  
安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル上失業  
ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

高給求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項  
ニ規定スル期間内ニ高給求職者給付金ノ支給  
ヲ受クルコトナク職業ニ就キタル後離職シタ  
ル場合ニ於テ当該期間内ニ地方運輸局又ハ公  
共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル  
上同項ノ認定ヲ受ケタルトキハ其ノ者ニ当該  
高給求職者給付金○ヲ受クベキ資格ニ基ク高

給求職者給付金ヲ支給スルコトヲ得  
第三十三條ノ八ノ二及第三十三條ノ十一本文  
ノ規定ハ高給求職者給付金ニ付テハ準用ス此  
ノ場合ニ於テ此等ノ規定中「失業保険金」トア  
ルハ「高給求職者給付金」トス  
第三十三條ノ十六ノ三 高給求職者給付金ノ額  
ハ高給求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ失  
業保険金ノ支給ヲ受クベキモノナリセバ受ク  
ルコトナル失業保険金ノ日額ニ次ノ各号ニ  
掲グル高給求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者  
ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ  
定ムル日数（前条第二項ノ認定アリタル日ヨ  
リ同項ノ規定スル期間ノ最後ノ日迄ノ日数ガ  
当該各号ニ定ムル日数ニ滿タザル場合ニハ當  
該認定アリタル日ヨリ当該最後ノ日迄ノ日数  
ニ相当スル日数ヲ乗ジテ得タル額トス  
一 十年以上 二百二十日  
二 五年以上十年未満 百日  
三 一年以上五年未満 九十日  
四 一年未満 五十日

前項ノ算定基礎期間ハ第三十三條ノ十二第四  
項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル期間  
ニ相当スル期間トス此ノ場合ニ於テ第三十三  
條ノ十二第四項ノ規定スル基準日迄引続キ同  
一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間中六十  
歳ニ達シタル日以後ノ期間ニ付テハ当該期間  
ニ十分ノ十ヲ限度トシテ命令ヲ以テ定ムル率  
ヲ乗ジテ得タル期間ヲ以テ当該期間トス  
第三十三條ノ十六ノ四 高給求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者  
ニシテ当該高給求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離  
職ガ六十歳ノ定年ニ達シタルコト其ノ他之ニ準ズルモノトシ  
テ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因ルモノニ付テハ高給求職者給付  
金ヲ支給セザルモノトシ失業保険金ノ支給スル場合ニ於テ  
第三十三條ノ十二第二項第一号中「六十歳未満」トアルハ六  
十歳以下トス

第三十三條ノ十七中「前二条」を「第三十三條  
ノ十五乃至第三十三條ノ十六ノ二」に改める。  
第三十三條ノ三第一項中「第三十三條ノ七」を  
「第三十三條ノ十一」に、「二月」を「三月」に改め

る。  
第五十五條ノ次に次の一項を加へる。

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項ノ規定  
ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザ  
ル場合ト雖モ第三十三條ノ十二第四項ノ規定  
ノ適用ニ付テハ当該失業保険金ノ支給ヲ受ク  
ベキ資格ニ基ク失業保険金ノ支給アリタルモ  
ノト看做ス  
第五十八條第一項中「配偶者分擔費」の下に  
「再就職手当」を加へ、同条第二項中「毎會計年  
度ニ於テ支給シタル失業保険金」の下に「（再就  
職手当ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）」を加へる。  
第五十九條第五項第一号中「千分ノ二百七」を  
「千分ノ二百十五」に改め、「加ヘタル率」の下に  
「（第五十九條ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料  
率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セララル被保険  
者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加  
ヘタル率）」を加へ、同条第十項中「前項」を「第  
九項及前項」に改め、同条第九項の次に次の二  
項を加へる。

社会保険庁長官ハ雇用ノ機会ノ減少等ニ因ル  
失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル  
為厚生大臣ニ對シ第五項第一号ノ保険料率ノ  
變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得  
厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ  
必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ議  
ヲ經テ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ二ヲ  
増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ保険料率  
ヲ變更スルコトヲ得  
第五十九條ノ二ノ次に次の一條を加へる。

第五十九條ノ三 第五十九條第五項ノ特別失業  
保険料率ハ失業ニ関スル保険給付ニ要スル費  
用ニ充ツル為船舶所有者毎ニ前年七月一日ヨ  
リ其ノ年ノ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ已ム  
ヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ当該船舶所有者ノ  
都合ニ因リ当該船舶所有者ニ使用セラレザル  
ニ至リタル被保険者ノ總數ヲ当該期間内ニ於  
テ当該船舶所有者ニ使用セララル被保険者ノ  
總數ヲ以テ除シテ得タル割合トシテ命令ヲ定  
ムル所ニ依リ算定シタル割合（以下本条ニ於  
テ船舶所有者者都合離職割合ト稱ス）ガ全テノ  
船舶所有者ニ係ル船舶所有者者都合離職割合ノ  
平均ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル割合ニ応ジ千  
分ノ五迄ノ範囲内ニ於テ厚生大臣之ヲ定ム  
第六十條第一項第一号中「千分ノ九十九」を  
「千分ノ百三」に改め、「第五十九條第九項」の  
下に「又ハ第十一項」を加へる。  
附則第十六項中「附則第六項」を「附則第五項」  
に改め、附則第十七項中「附則第十一項」を「附  
則第十項」に改め、附則第二十一項中「附則第二  
十項」を「附則第十九項」に改め、附則第五項を  
削る。附則に次の二項を加へる。

第三十三條ノ三第二項第四号ノ規定ニ該當スル場合ニ於ケル  
船舶所有者者ニ使用セララル被保険者（以下本項ニ於  
テ第四号期間ト稱ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高  
給求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及シテ其ノ使  
用セララル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該當スル  
被保険者ヲ除ク）ガ比等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ審酌シ政  
令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方  
運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準  
ニ從ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第二項本文ノ規定ニ拘ラ  
ズ第四号期間ハ同条第三十三條ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此  
場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シ  
タル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ（船舶所有者ニ）トス  
前項ノ規定ニ該當スル者ガ失業シタル場合ニ於テ支給ヲ受ク  
ルコトナル高給求職者給付金ノ額ニ係ル第三十三條ノ十六  
ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「次ノ各号ニ掲グル  
高給求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ  
区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数」トアルハ（五十日）ト「当該  
各号ニ定ムル日数ニ滿タザル場合」トアルハ（五十日）ニ滿タザ  
ル場合トス  
別表第一ノ三中「附則第八項」を「附則第七項」に改める。

附 則  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

六〇五

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号 雇用保険法等の一部を改正する法律案

一 第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二條第四項の改正規定並びに附則第八條の規定 定 昭和五十九年八月一日

二 第三条中船員保険法第五十九条第五項の改正規定(加ヘタル率)の下に(第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率)を加ふる部分に限る。及び同法第五十九条ノ二ノ次に一條を加ふる改正規定並びに附則第十八條第二項 昭和六十年十月一日 (雇用保険の適用除外等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に雇用保険の被保険者となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十五歳以上である者であつて、引き続き施行日まで同一の事業主の雇用保険の適用事業に雇用されているものについては、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第六條第一号の規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 前項の規定により新雇用保険法第六條第一号の規定を適用しないこととされた雇用保険の被保険者のうち、施行日に雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者(以下この項において「短期雇用特例被保険者等」という。)に該当する者以外の者(以下この項において「一般被保険者」という。)については施行日に、施行日に短期雇用特例被保険者等に該当し、かつ、施行日後前項に規定する期間内に一般被保険者となつた者については当該一般被保険者となつた日に、新雇用保険法第三十七條の第二項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなして、新雇用保険法第十條第三

項、第三十七條の二及び第三十七條の三の規定を適用する。

(基本手当の日額等に関する経過措置)  
第三条 その受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額、賃金日額及び基本手当の日額の自動的変更については、第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)第十六條から第十八條までの規定の例による。この場合において、旧雇用保険法第十六條中「第十八條第一項の規定」とあるのは「第十八條第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)附則第三條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」と、旧雇用保険法第十七條第四項中「次條第一項の規定」とあるのは「次條第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」とする。

2 新雇用保険法第十六條の規定による基本手当日額表の制定は、昭和五十九年七月における新雇用保険法第十八條第一項に規定する平均定期給与額を基礎として行われたものとして、同項の規定を適用する。

3 新雇用保険法第十九條第一項(新雇用保険法第三十七條第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。  
(基本手当の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置)  
第四条 旧受給資格者に係る雇用保険法第二十條の規定による期間及び日数並びに所定給付日数については、なお従前の例による。  
(基本手当等の給付制限に関する経過措置)  
第五条 施行日前の離職に係る雇用保険法第三十三條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)の規定による給付制限は、な

お従前の例による。

(傷病手当の日額に関する経過措置)  
第六条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七條第三項の規定にかかわらず、附則第三條第一項の規定による基本手当の日額に相当する額とする。  
(特例一時金の額に関する経過措置)  
第七条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に係る特例一時金の額に関する新雇用保険法第四十條第一項の規定の適用については、同項中「第十五條第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)附則第三條第一項に規定する旧受給資格者」と、「第十六條から第十八條まで」とあるのは「同項」とする。

(日雇労働者給付金の日額に関する経過措置)  
第八条 昭和五十九年八月一日前の日に係る日雇労働者給付金の日額については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年八月中の雇用保険法第四十七條第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八條の規定の適用については、同年六月中の日について第二條の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八條第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年七月中の日について納付された新雇用保険法第四十八條第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年六

六〇六

月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八條第二号に規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八條第二号に規定する第二級印紙保険料について、新雇用保険法第四十八條第二号に規定する第三級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八條第二号に規定する第三級印紙保険料については新雇用保険法第四十八條第二号に規定する第四級印紙保険料とみなす。

3 前項の規定は、雇用保険法第五十三條第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十一月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四條第二号の規定の適用について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、前項中「同年六月中」とあるのは「雇用保険法第五十三條第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年六月三十日までの期間内」と、「納付日数(その納付日数)」とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 昭和五十九年七月 | 納付日数に五を乗じて得た日数(その日数) |
| 昭和五十九年八月 | 納付日数に四を乗じて得た日数(その日数) |
| 昭和五十九年九月 | 納付日数に三を乗じて得た日数(その日数) |
| 昭和五十九年十月 | 納付日数に二を乗じて得た日数(その日数) |

(雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

第九条 旧受給資格者が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第四条の規定により従前の例によることとされた当該受給資格に係る雇用保険法第二十条第一項の規定による期間を新雇用保険法第二十条第一項の規定による期間と、附則第三条第一項の規定による基本手当の日額を新雇用保険法第十六条の規定による基本手当の日額とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

(常用就職支度金の額に関する経過措置)

第十条 旧受給資格者、旧特例受給資格者及び附則第八条の規定による日額の日雇労働者給付金の支給を受ける者に対する新雇用保険法第五十七条第三項の規定の適用については、同項中「第十七条の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第一号）附則第三条第一項の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは「同項の規定による旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」と、「第四十八條又は第五十四條第二号」とあるのは「同法附則第八條」とする。

(印紙保険料の額に関する経過措置)

第十一条 施行日前の日について納付すべき印紙保険料の額については、なお従前の例による。

(船員保険の被保険者期間に関する経過措置)

第十二条 施行日前に船員保険の被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十歳以上である者であつて、施行日まで船員（第三十三条ノ三第二項各号の一に該当する場合における船員を除く。）として引き続き同一の船舶所有者に使用されているものについては、この法律による改正後の船員保険法（以下「新船員保険法」という。）第三十三条ノ三第二項の規定にかかわらず、当該被保険者の資格を

取得した日の属する月以後の被保険者であつた期間は、新船員保険法第三十三条ノ三第二項に規定する被保険者であつた期間に算入するものとする。

第十三条 施行日前の被保険者であつた期間は、新船員保険法第三十三条ノ三第四項の規定にかかわらず、同項に規定する算定基礎期間に算入しない。ただし、施行日において現に被保険者である者の当該被保険者となつた日の属する月以後の被保険者であつた期間及び同法第三十三条ノ三第一項に規定する受給要件たる被保険者であつた期間に算入される被保険者であつた期間については、この限りでない。

第十四条 新船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

(失業保険金の支給期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置)

第十五条 失業保険金の支給を受けるべき資格に係る離職の日が施行日前である失業保険金の支給を受けるべき者（以下「旧受給資格者」という。）に係る船員保険法第三十三条ノ十二の規定による期間及び日数並びに所定給付日数については、なお従前の例による。

(船員保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

第十六条 旧受給資格者が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によることとされた当該受給資格に係る船員保険法第三十三条ノ十の規定による期間とみなして、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定を適用する。

(失業保険金の給付制限に関する経過措置)

第十七条 施行日前の離職に係る船員保険法第五十二条ノ三第一項の規定による給付制限について

ては、なお従前の例による。

(船員保険の保険料に関する経過措置)

第十八条 昭和五十九年六月以前に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

2 特別失業保険料率は、昭和六十年十月以後の月分から適用する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「同法第三十八條第一項」を「同法第三十七條の二第二項に規定する高年齢継続被保険者等、同法第三十八條第一項」に、

「特例被保険者等」を「高年齢継続被保険者等」に改め、同条第五項中「労働者で、」の下に「同法第三十七條の二第二項に規定する高年齢継続被保険者又は」を加え、「特例被保険者等」を「高年齢継続被保険者等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定において適用される同法第二十二條第一項第一号及び第二項第一号中「五十五歳以上六十五歳未満」とあるのは、「五十五歳以上」とする。

第二十五条第七項中「特例被保険者等」を「高年齢継続被保険者等」に改め、「規定による受給資格」の下に、「高年齢受給資格」を加える。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第二十条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三項」を「第四項又は第六項」に改め、同項第二号中「当該勤続期間が一年未満である職員であつて、」及び「二年の期間内」を削り、「当該勤続期間に係る職員となつた日以前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日

以前の職員等であつた期間を除く。）を含む。以下この号」を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次のイ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条」に、「同条第二項に規定する算定基礎期間に改め、同号に次のように加える。

イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日以前一年の期間内になくときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間

ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日以前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

第十条第二項中「第四項」を「第五項又は第七項」に改める。

第十条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第一項から第八項まで」を「第一項、第二項又は第四項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項第三号」を「第十項第三号又は第三号の二」に、

「又は第二項」を「第二項又は第十項」に、これら」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項又は第四項」を「第六項又は第七項」に、及び第五十七條から第五十九條まで」を「第五十六條の二から第五十九條まで」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前二項に該当する者以外の者であつて、安定した職業に就いたものについて

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号 雇用保険法等の一部を改正する法律案

### は、再就職手当

第十條第七項第四号中「就いたもの」の下に「(前号の再就職手当の支給を受けることができる者を除く。)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項第二号中「特例受給資格者」との下に「その者の基準動続期間を同法第十七條第一項に規定する被保険者期間と」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総理府令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十條第二項に規定するときに該当する場合に於いては、総理府令で、同項の規定に準じて、前二項に規定する退職の日の翌日から起算して一年の期間についての特例を定めることができる。

4 勤続期間六月以上で退職した職員(第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は地方公共団体(以下「公団」という。)の事務又は事業を同法第五條第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七條の二第一項に規定する高年齢者に対する退職給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

### る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準動続期間を同法第十七條第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準動続期間の年数を用いた場合に、その者が支給を受けることができる高年齢受給者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員(第七項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は公団の事務又は事業を同法第五條第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七條の二第一項に規定する高年齢受給資格者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢受給者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢受給者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(次項において「旧退職手当法」という。)第十條の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第十條の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する

前条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この項において「新退職手当法」という。)第十條の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。

二 新退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条第九項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。)の日数を減じた日数に相当する日数を限度とする。

三 新退職手当法第十條第六項又は第七項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。

四 雇用保険法第十九條第一項(同法第三十七條第九項において準用する場合を含む。)及び同法第三十三條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)の規定に關しては、新退職手当法第十條第一項中「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。)附則第三條第一項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第二項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第八項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第九項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは、昭和五十九年改正法附則第三條第一項に規定する旧受給資格者

六〇八

に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第六項及び第七項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第七條に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

五 新退職手当法第十條第三項から第五項までの規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 〔石本茂君登壇、拍手〕

○石本茂君 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、最近における経済社会情勢の変化に伴い雇用構造が著しく変化していること等にかんがみ、雇用保険制度の効率的な運営を進める等の見地から、基本手当の日額の引き上げ、賃金日額の算定方法の変更、所定給付日数の決定基準としての被保険者であった期間の追加、特定不況業種離職者等に対する個別延長給付制度の導入、高年齢者に対する失業した場合の給付金制度及び早期に再就職した者に対する手当制度の創設等、保険給付の内容を整備するとともに、雇用保険の被保険者の範囲の合理化及び六十五歳以上の高年齢者の任意加入制度を導入すること等であります。

また、船員保険制度失業部門についても、雇用保険と同様の趣旨の改正を行うほか、保険料率の引き上げを図っております。

委員会におきましては、雇用政策及び雇用保険の長期展望、雇用保険における保険料及び失業給付額算定方法のあり方、中高年齢者を中心とした雇用就業対策等の諸問題について質疑が行われま

したが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質議を終了し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表し佐々木理事より、施行期日を一月繰り下げ八月一日に改めることなどを内容とする修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党、日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議、民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、雇用保険制度の適切な運営による財政の確立、保険料率の引き上げの回避、必要な国庫負担の確保などを内容とする附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。す。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君  
副議長 阿具根 登君

議員

|        |        |
|--------|--------|
| 中野 鉄造君 | 服部 信吾君 |
| 刈田 貞子君 | 坂山 映子君 |
| 大川 清幸君 | 桑名 義治君 |
| 馬場 富君  | 矢原 秀男君 |
| 小西 博行君 | 伊藤 郁男君 |
| 藤原 房雄君 | 太田 淳夫君 |
| 峯山 昭範君 | 井上 計君  |
| 宮澤 弘君  | 堀出 啓典君 |
| 中野 明君  | 原田 立君  |
| 柳澤 鍊造君 | 山田 勇君  |
| 森田 重郎君 | 杉山 令隆君 |
| 鶴岡 洋君  | 黒柳 明君  |
| 和田 教美君 | 栗林 卓司君 |
| 柄谷 道一君 | 宮田 輝君  |
| 森下 泰君  | 三木 忠雄君 |
| 鈴木 一弘君 | 中西 珠子君 |
| 高桑 栄松君 | 田淵 哲也君 |
| 福岡日出磨君 | 二宮 文造君 |
| 多田 省吾君 | 高木健太郎君 |
| 伏見 康治君 | 三治 重信君 |
| 関 嘉彦君  | 安井 謙君  |
| 田中 正巳君 | 中山 千夏君 |
| 青木 茂君  | 木本平八郎君 |
| 下村 泰君  | 山田耕三郎君 |
| 喜屋武眞榮君 | 秦 豊君   |
| 青島 幸男君 | 沖 外夫君  |
| 石井 一二君 | 浦田 勝君  |
| 大浜 方榮君 | 岡野 裕君  |
| 海江田鶴造君 | 藤井 孝男君 |
| 小島 静馬君 | 松浦 功君  |
| 森山 眞弓君 | 福田 宏一君 |
| 田沢 智治君 | 成相 善十君 |
| 江島 淳君  | 沢田 一精君 |
| 佐々木 満君 | 後藤 正夫君 |
| 長谷川 信君 | 伊江 朝雄君 |
| 堀内 俊夫君 | 井上 吉夫君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 坂野 重信君  | 斎藤栄三郎君 |
| 上條 勝久君  | 中村 太郎君 |
| 遠藤 要君   | 源田 実君  |
| 蔵内 修治君  | 植木 光教君 |
| 西村 尚治君  | 嶋崎 均君  |
| 中山 太郎君  | 井上 裕君  |
| 大木 浩君   | 岡部 三郎君 |
| 関口 恵造君  | 高木 正明君 |
| 藤田 栄君   | 吉村 真事君 |
| 吉川 芳男君  | 柳川 覺治君 |
| 倉田 寛之君  | 佐藤栄佐久君 |
| 志村 哲良君  | 杉元 恒雄君 |
| 曾根田郁夫君  | 名尾 良孝君 |
| 村上 正邦君  | 内藤 健君  |
| 川原新次郎君  | 梶原 清君  |
| 大河原太一郎君 | 岩本 政光君 |
| 板垣 正君   | 山本 富雄君 |
| 下条進一郎君  | 岩崎 純三君 |
| 遠藤 政夫君  | 金丸 三郎君 |
| 亀長 友義君  | 北 修二君  |
| 高平 公友君  | 斎藤 十朗君 |
| 大島 友治君  | 古賀雷四郎君 |
| 亀井 久興君  | 大鷹 淑子君 |
| 岡田 広君   | 安孫子藤吉君 |
| 林 道君    | 藤田 正明君 |
| 山内 一郎君  | 土屋 義彦君 |
| 長田 裕二君  | 初村滝一郎君 |
| 石本 茂君   | 鈴木 省吾君 |
| 世耕 政隆君  | 増田 盛君  |
| 安田 隆明君  | 仲川 幸男君 |
| 大城 眞順君  | 野末 陳平君 |
| 宮島 澁君   | 水谷 力君  |
| 松岡満寿男君  | 田 英夫君  |
| 竹山 裕君   | 出口 廣光君 |
| 林 健太郎君  | 藤野 賢二君 |
| 星 長治君   | 井上 孝君  |
| 松尾 官平君  | 大坪健一郎君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 前田 勲男君  | 岩上 二郎君 |
| 谷川 寛三君  | 田代由紀男君 |
| 林 寛子君   | 藤井 裕久君 |
| 降矢 敬義君  | 堀江 正夫君 |
| 増岡 康治君  | 真鍋 賢二君 |
| 最上 進君   | 浜本 万三君 |
| 平井 卓志君  | 坂元 親男君 |
| 松垣徳太郎君  | 原 文兵衛君 |
| 志村 愛子君  | 寺田 熊雄君 |
| 野田 哲君   | 山崎 竜男君 |
| 梶木 又三君  | 小山 一平君 |
| 梶原 敬義君  | 稲村 稔夫君 |
| 吉川 春子君  | 下田 京子君 |
| 糸久八重子君  | 久保田真田君 |
| 上野 雄文君  | 本岡 昭次君 |
| 佐藤 昭夫君  | 鈴木 和美君 |
| 山田 譲君   | 佐藤 三吾君 |
| 松前 達郎君  | 安武 洋子君 |
| 内藤 功君   | 村沢 牧君  |
| 安恒 良一君  | 久保 亘君  |
| 山中 郁子君  | 橋本 敦君  |
| 志苦 裕君   | 青木 新次君 |
| 粕谷 照美君  | 片山 基市君 |
| 目黒今朝次郎君 | 赤岡 操君  |
| 神谷信之助君  | 福岡 知之君 |
| 安永 英雄君  | 竹田 四郎君 |
| 村田 秀三君  | 市川 正一君 |
| 八百板 正君  | 矢田部 理君 |
| 中村 哲君   | 小野 明君  |
| 瀬谷 英行君  | 小柳 勇君  |
| 秋山 長造君  | 宮本 顯治君 |

内閣総理大臣 中曾根康弘君  
大蔵大臣 竹下 登君  
文部大臣 森 喜朗君  
農林水産大臣 山村新治郎君  
労働大臣 坂本三十次君

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号 議長の報告事項

國務大臣 岩動 道行君  
科学技術庁長

委員派遣中の議員

河本嘉久蔵君 山東 昭子君  
矢野俊比古君 吉川 博君  
穂山 篤君 菅野 久光君  
高杉 勉忠君 丸谷 金保君  
飯田 忠雄君 近藤 忠孝君  
中村 鋭一君

議長の報告事項

去る六月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

前島英三郎君 補欠 木本平八郎君

地方行政委員

中野 明君 補欠 服部 信吾君

大蔵委員

稲村 稔夫君 補欠 鈴木 和美君

農林水産委員

鈴木 和美君 補欠 稲村 稔夫君

商工委員

江島 淳君 補欠 山本 富雄君

内藤 健君 補欠 佐藤栄佐久君

木本平八郎君 補欠 前島英三郎君

運輸委員

佐藤栄佐久君 補欠 内藤 健君

山本 富雄君 補欠 江島 淳君

通信委員

服部 信吾君 補欠 中野 明君

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

湖沼環境保全特別措置法案(丸谷金保君外二名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

同日本院は、公書等調整委員会委員長に大塚正夫君、同委員に三ツ木正次君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地鑑定委員会委員に青木茂男君、淺村廉君、幾代通君、大神三千雄君、久保田誠三君、中村友治君及び松尾英男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に岡部保君、神尾徹生君、倉武二君、懸塚新吾君、下門律善君、松田廣一君、宮原九一君、矢野照重君及び横山信立君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

同日本院は、次の法律を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

同日本院は、次の法律を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

同日本院は、次の法律を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

同日本院は、次の法律を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

同日本院は、次の法律を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

同日本院は、次の法律を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

異動後の官職名

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

大蔵省国際金融局長 酒井 健三君  
大蔵省国際金融局次長 佐藤 光夫君  
国稅庁直稅部 長 渡辺 幸則君  
国稅庁徴収部 長 兼松 達君  
国稅庁調査査察部長 富尾 一郎君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房長 西垣 昭君

大蔵大臣官房會計課長 朝比奈秀夫君

大蔵大臣官房總務課長 北村 恭二君

大蔵大臣官房審議官 小田原 定君

同 角谷 正彦君

同 大橋 宗夫君

大蔵省主計局長 吉野 良彦君

大蔵省國稅局長 矢澤富太郎君

大蔵省理財局長 宮本 保孝君

大蔵省理財局長 龜井 敬之君

同 中田 一男君

大蔵省銀行局長 吉田 正輝君

大蔵省国際金融局長 行天 豊雄君

大蔵省国際金融局次長 野崎 正剛君

国稅庁直稅部 長 富尾 一郎君

国稅庁徴収部 長 緒賀 康宏君

国稅庁調査査察部長 村本 久夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵大臣官房長西垣昭君外十六名(同日議長承認を第百一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六月二十八日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員会

理事 長田 裕二君 (長田裕二君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉忠君外一名発議)(参第一四号)

去る六月二十九日議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 本木平八郎君 補欠 前島英三郎君

商工委員

辞任 前島英三郎君 補欠 本木平八郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員

辞任 伊藤 郁男君 補欠 柳澤 鍊造君

科学技術特別委員

辞任 福田 宏一君 補欠 内藤 健君

(退) 同

大蔵大臣官房 付 同

大蔵大臣官房 付 同

稅務大学校長 同

國稅庁直稅部長 同

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 本木平八郎君 補欠 前島英三郎君

商工委員

辞任 前島英三郎君 補欠 本木平八郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員

辞任 伊藤 郁男君 補欠 柳澤 鍊造君

科学技術特別委員

辞任 福田 宏一君 補欠 内藤 健君

環境特別委員

辞任 小野 明君 補欠 大森 昭君

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

同日内閣から、参議院議員藤原雄君提出山林・緑化樹木の被害に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、七月二十八日までを答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任 内藤 健君 補欠 福田 宏一君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉忠君外一名発議)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 柄谷 道一君 補欠 藤井 恒男君

社会労働委員

辞任 藤井 恒男君 補欠 柄谷 道一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 高杉 勉忠君 補欠 片山 甚市君

同日議員から次の議案が撤回された。

異動前の官職名

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

内閣 審議官

国防会議事務局局長

総理府総務副長官

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉忠君外一名発議)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉忠君外一名発議)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 柄谷 道一君 補欠 藤井 恒男君

社会労働委員

辞任 藤井 恒男君 補欠 柄谷 道一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 高杉 勉忠君 補欠 片山 甚市君

同日議員から次の議案が撤回された。

異動後の官職名

総理府次長 昭五九・七・一

総務庁長官官房審議官

(退) 同

総務政務次官

同 同

総務事務次官

同 同

建設大臣官房審議官

同 同

建設大臣官房交通安全対策室長

同 同

公営等調整委員会事務局

同 同

総務庁長官官房地域改善対策室長

同 同

(退) 同

総務庁人事局長

同 同

総務庁人事局次長

同 同

総務府統計局長

同 同

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉忠君外一名発議)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 柄谷 道一君 補欠 藤井 恒男君

社会労働委員

辞任 藤井 恒男君 補欠 柄谷 道一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

男女雇用平等法案(中野鉄造君外一名発議)(参第四号)

同日議長は、去る四月二日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者が撤回した旨同院に通知した。

男女雇用平等法案(中野鉄造君外一名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六四号)審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八

条の規定に基づく昭和五十九年一月一日から同年

六月三十日までの間における同法の施行状況報告

書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

があつたのでその政府委員としての資格を失つた

旨の通知書を受領した。

異動年月日

昭五九・七・一

総務政務次官

同 同

総務事務次官

同 同

建設大臣官房審議官

同 同

建設大臣官房交通安全対策室長

同 同

公営等調整委員会事務局

同 同

総務庁長官官房地域改善対策室長

同 同

(退) 同

総務庁人事局長

同 同

総務庁人事局次長

同 同

総務府統計局長

同 同

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉忠君外一名発議)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 柄谷 道一君 補欠 藤井 恒男君

社会労働委員

辞任 藤井 恒男君 補欠 柄谷 道一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

昭和五十九年七月六日 参議院會議録第二十号 議長の報告事項

|                         |           |        |                           |                           |          |
|-------------------------|-----------|--------|---------------------------|---------------------------|----------|
| (總務府)                   | 青少年対策本部次長 | 瀧澤 博三君 | (總務庁)                     | 青少年対策本部次長                 | 同        |
| 北方対策本部審議官兼内閣總理大臣官房總務審議官 | 橋本 豊君     | 同      | 日本學術會議事務局局長               | 日本學術會議事務局局長               | 同        |
| 日本學術會議事務局局長             | 藤江 弘一君    | 同      | 總務庁恩給局長                   | 總務庁恩給局長                   | 同        |
| 警察庁長官官房審議官              | 大高 時男君    | 同      | 防衛庁教育訓練局長                 | 防衛庁教育訓練局長                 | 同        |
| 公害等調整委員會委員長             | 青木 義人君    | 同      | (退)                       |                           |          |
| 公害等調整委員會事務局局長           | 海老原義彦君    | 同      | 總理府賞勲局長                   | 總理府賞勲局長                   | 昭五九・六・三〇 |
| 行政管理庁政務次官               | 鳩山 邦夫君    | 同      | (自然消滅)                    |                           | 昭五九・七・一  |
| 行政管理庁長官官房總務審議官          | 古橋源六郎君    | 同      | 總務庁行政管理局長                 | 總務庁行政管理局長                 | 同        |
| 行政管理庁長官官房審議官            | 佐々木晴夫君    | 同      | 總務庁長官官房審議官                | 總務庁長官官房審議官                | 同        |
| 行政管理庁長官官房會計課長           | 前山 勇君     | 同      | 中部管区行政監察局長                | 中部管区行政監察局長                | 同        |
| 行政管理庁行政管理局長             | 門田 英郎君    | 同      | 總務庁長官官房長                  | 總務庁長官官房長                  | 同        |
| 行政管理庁行政監察局長             | 竹村 晟君     | 同      | 總務庁行政監察局長                 | 總務庁行政監察局長                 | 同        |
| 北海道開發庁計画監理官             | 竹下 淳君     | 同      | (退)                       |                           |          |
| 防衛庁參事官                  | 西廣 整輝君    | 同      | 防衛庁長官官房長                  | 防衛庁長官官房長                  | 同        |
| 同                       | 友藤 一隆君    | 同      | 防衛庁人事局長                   | 防衛庁人事局長                   | 同        |
| 同                       | 富田 泉君     | 同      | (退)                       |                           |          |
| 防衛庁長官官房長                | 佐々 淳行君    | 同      | 防衛施設庁長官                   | 防衛施設庁長官                   | 同        |
| 防衛庁人事教育局長               | 上野 隆史君    | 同      | 調達實施本部長                   | 調達實施本部長                   | 同        |
| 防衛施設庁衛生局長               | 島田 晋君     | 同      | (退)                       |                           |          |
| 防衛施設庁長官                 | 塩田 章君     | 同      | 國防會議事務局長                  | 國防會議事務局長                  | 同        |
| 沖繩開發庁振興局長               | 藤仲 貞一君    | 同      | 沖繩開發事務局次官                 | 沖繩開發事務局次官                 | 同        |
| 国土庁長官官房長                | 石川 周君     | 同      | 国土事務次官                    | 国土事務次官                    | 同        |
| 国土庁長官官房審議官              | 田中 曉君     | 同      | 建設省道路局日本道路公團・本州四國連絡橋公團監理官 | 建設省道路局日本道路公團・本州四國連絡橋公團監理官 | 同        |
| 国土庁長官官房會計課長             | 安達 五郎君    | 同      | 国土庁長官官房長                  | 国土庁長官官房長                  | 同        |
| 国土庁土地局長                 | 永田 良雄君    | 同      | (退)                       |                           |          |
| 国土庁水資源局長                | 堀 和夫君     | 同      | 国土庁防災局長                   | 国土庁防災局長                   | 同        |
| 国土庁大都市圈整備局長             | 杉岡 浩君     | 同      | (退)                       |                           |          |
| 国土庁地方振興局長               | 川俣 芳郎君    | 同      | 外務大臣官房審議官                 | 外務大臣官房審議官                 | 昭五九・七・三  |
| 外務大臣官房外務參事官             | 齊藤 邦彦君    | 同      | 外務大臣官房外務報道官               | 外務大臣官房外務報道官               | 昭五九・七・一  |
| 外務省情報文化局長               | 三宅 和助君    | 同      | 大藏大臣官房付                   | 大藏大臣官房付                   | 昭五九・六・二九 |
| 大藏大臣官房審議官               | 山田 實君     | 同      | 文部大臣官房總務審議官兼内閣審議官         | 文部大臣官房總務審議官兼内閣審議官         | 昭五九・七・一  |
| 文部大臣官房會計課長              | 齊藤 尚夫君    | 同      | 文部省高等教育局私學部               | 文部省高等教育局私學部               | 同        |
| 同                       | 國分 正明君    | 同      | 同                         | 同                         | 同        |

|                |         |                |   |
|----------------|---------|----------------|---|
| 文部省大學局長        | 宮地 貫一君  | 文部省高等教育局長      | 同 |
| 文部省管理局長        | 阿部 充夫君  | 文部省教育助成局長      | 同 |
| 厚生省公衆衛生局長      | 大池 眞澄君  | 厚生省保健医療局長      | 同 |
| 厚生省公衆衛生局老人保健部長 | 水田 努君   | 厚生省保健医療局老人保健部長 | 同 |
| 厚生省環境衛生局長      | 竹中 浩治君  | 厚生省生活衛生局長      | 同 |
| 厚生省醫務局長        | 吉崎 正義君  | 厚生省健康政策局長      | 同 |
| 通商産業大臣官房審議官    | 児玉 幸治君  | 通商産業大臣官房總務審議官  | 同 |
| 運輸大臣官房審議官      | 松井 和治君  | 運輸事務次官         | 同 |
| 運輸大臣官房總務審議官    | 西村 康雄君  | 運輸省航空局長        | 同 |
| 運輸大臣官房會計課長     | 丹羽 晟君   | 運輸省國際運輸・觀光局長   | 同 |
| 運輸大臣官房觀光部長     | 宮本 春樹君  | 運輸大臣官房審議官      | 同 |
| 運輸省海運局長        | 西村 英一君  | (退)            |   |
| 運輸省船舶局長        | 犬井 圭介君  | (退)            |   |
| 運輸省船舶局長        | 神津 信男君  | 運輸省海上技術安全局長    | 同 |
| 運輸省船舶局長        | 仲田 豊一郎君 | 運輸省國際運輸・觀光局長   | 同 |
| 運輸省鐵道監督局長      | 永光 洋一君  | 運輸大臣官房長        | 同 |
| 運輸省鐵道監督局國有鐵道部長 | 棚橋 泰君   | 運輸大臣官房國有鐵道部長   | 同 |
| 運輸省自動車局局長      | 角田 達郎君  | 運輸省自動車局長       | 同 |
| 運輸省自動車局整備部長    | 丹羽 一夫君  | 運輸省地域交通局長      | 同 |
| 運輸省航空局長        | 山本 長君   | 運輸省貨物流通局長      | 同 |
| 運輸省航空局長        | 栗林 貞一君  | (退)            |   |
| 運輸省航空局長        | 石月 昭二君  | (退)            |   |
| 運輸省航空局長        | 山下 文利君  | (退)            |   |
| 運輸省航空局長        | 栗山 昌久君  | (退)            |   |
| 運輸省航空局長        | 奥山 雄材君  | 郵政省通信政策局長      | 同 |
| 郵政省郵務局長        | 永岡 茂治君  | (退)            |   |
| 郵政省貯金局長        | 澤田 茂生君  | 郵政大臣官房付        | 同 |
| 郵政省簡易保險局長      | 奥田 量三君  | 郵政省貯金局長        | 同 |
| 郵政省電氣通信政策局長    | 小山 森也君  | 郵政省電氣通信局長      | 同 |
| 郵政省電氣通信政策局長    | 富田 徹郎君  | 關東郵政局長         | 同 |
| 郵政省電氣通信政策局長    | 鴨光 一郎君  | (退)            |   |
| 郵政省電氣通信政策局長    | 三浦 一郎君  | (退)            |   |
| 郵政省人事局長        | 赤松 良子君  | 勞働省婦人局長        | 同 |
| 勞働省婦人局長        | 宮川 知雄君  | 勞働省職業能力開發局長    | 同 |
| 勞働省職業訓練局長      | 高橋 進君   | 建設省建設經濟局長      | 同 |
| 建設省計畫局長        | 同       | 同              | 同 |

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長      | 中嶋 計廣君 |
| 内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 | 吉居 時哉君 |
| 国防会議事務局局長               | 塩田 章君  |
| 総理府次長                   | 禿河 徹映君 |
| 内閣総理大臣官房審議官             | 田中 宏樹君 |
| 総理府賞勲局長                 | 海老原義彦君 |
| 日本学術会議事務局局長             | 橋本 豊君  |
| 警察庁長官官房審議官              | 福島 静雄君 |
| 公害等調整委員会委員長             | 大塚 正夫君 |
| 公害等調整委員会事務局局長           | 菊池 貞二君 |
| 総務政務次官                  | 堀内 光雄君 |
| 総務庁長官官房審議官              | 門田 英郎君 |
| 同                       | 手塚 康夫君 |
| 同                       | 佐々木晴夫君 |
| 総務庁長官官房会計課長             | 鈴木 昭雄君 |
| 総務庁長官官房交通安全対策室長         | 波多 秀夫君 |
| 総務庁人事局長                 | 藤井 良二君 |
| 総務庁人事局次長                | 吉田 忠明君 |
| 総務庁行政管理局長               | 古橋源六郎君 |
| 総務庁行政監察局長               | 竹村 晟君  |
| 総務庁恩給局長                 | 藤江 弘一君 |
| 総務庁統計局長                 | 時田 政之君 |
| 青少年対策本部次長               | 瀧澤 博三君 |
| 北方対策本部審議官               | 本多 秀司君 |
| 北海道開発庁計画監理官             | 滝沢 浩君  |
| 防衛庁参事官                  | 古川 武温君 |
| 同                       | 池田 久克君 |
| 同                       | 筒井 良三君 |
| 防衛庁長官官房長                | 西廣 整輝君 |
| 防衛庁教育訓練局長               | 大高 時男君 |
| 防衛庁人事局長                 | 友藤 一隆君 |

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 防衛施設庁長官           | 佐々 淳行君 |
| 沖繩開発庁振興局長         | 小林 悦夫君 |
| 国土庁長官官房長          | 永田 良雄君 |
| 国土庁長官官房会計課長       | 北島 照仁君 |
| 国土庁長官官房水資源部長      | 和氣 三郎君 |
| 国土庁土地部長           | 瀬川 健治君 |
| 国土庁大都市圏整備局長       | 佐藤 和男君 |
| 国土庁地方振興局長         | 田中 曉君  |
| 国土庁防災局長           | 杉岡 浩君  |
| 外務大臣官房外務報道官       | 三宅 和助君 |
| 外務省情報調査局長         | 岡崎 久彦君 |
| 大蔵大臣官房審議官         | 山崎 高司君 |
| 文部大臣官房総務審議官兼内閣審議官 | 齊藤 尚夫君 |
| 文部大臣官房会計課長        | 坂元 弘直君 |
| 文部省教育助成局長         | 阿部 充夫君 |
| 文部省高等教育局長         | 宮地 貫一君 |
| 厚生省保健政策局長         | 吉崎 正義君 |
| 厚生省保健医療局長         | 大池 眞澄君 |
| 厚生省保健衛生局長         | 水田 努君  |
| 厚生省生活衛生局長         | 竹中 浩治君 |
| 通商産業大臣官房総務審議官     | 児玉 幸治君 |
| 運輸大臣官房長           | 永光 洋一君 |
| 運輸大臣官房国鉄道再建総括審議官  | 棚橋 泰君  |
| 運輸大臣官房会計課長        | 近藤 憲輔君 |
| 運輸大臣官房国鉄道部長       | 中島 眞二君 |
| 運輸省運輸政策局長         | 山本 長君  |
| 運輸省国際運輸・観光局長      | 仲田豊一郎君 |
| 運輸省国際運輸・観光局長      | 丹羽 晟君  |
| 運輸省地域交通局長         | 服部 経治君 |
| 運輸省地域交通局長         | 丹羽 一夫君 |
| 運輸省技術安全部長         | 栗林 貞一君 |
| 運輸省貨物流通局長         | 神津 信男君 |
| 運輸省海上技術安全局長       | 神津 信男君 |

|                                                                               |        |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 運輸省海上技術安全局船員部長                                                                | 武石 章君  |
| 運輸省航空局長                                                                       | 西村 康雄君 |
| 運輸省航空局長                                                                       | 山田 隆英君 |
| 海上保安庁長官                                                                       | 角田 達郎君 |
| 海上保安庁次長                                                                       | 岡田 專治君 |
| 氣象庁次長                                                                         | 植村 香苗君 |
| 郵政大臣官房長                                                                       | 二木 實君  |
| 郵政省郵務局長                                                                       | 塩谷 稔君  |
| 郵政省貯金局長                                                                       | 奥田 量三君 |
| 郵政省簡易保険局長                                                                     | 大友 昭雄君 |
| 郵政省通信政策局長                                                                     | 奥山 雄材君 |
| 郵政省通信政策局長                                                                     | 森本 哲夫君 |
| 郵政省電気通信局長                                                                     | 小山 森也君 |
| 郵政省放送行政局長                                                                     | 徳田 修造君 |
| 労働省婦人局長                                                                       | 赤松 良子君 |
| 建設省建設経済局長                                                                     | 宮川 知雄君 |
| 建設省建設経済局長                                                                     | 高橋 進君  |
| 同日内閣総理大臣から議長宛、内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長中嶋計廣君外七十九名(同日議長承認)を第百一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 |        |
| 一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。                                        |        |

| 異動前の官職名        | 氏 名    | 異動後の官職名        | 異動年月日   |
|----------------|--------|----------------|---------|
| 公正取引委員会事務局局長   | 妹尾 明君  | (退)            | 昭五九・七・三 |
| 公正取引委員会事務局経済部長 | 佐藤徳太郎君 | 公正取引委員会事務局審査部長 | 同       |
| 公正取引委員会事務局審査部長 | 伊從 寛君  | 公正取引委員会事務局局長   | 同       |
| 経済企画庁長官官房会計課長  | 遠山 仁人君 | 中小企業庁指導部長      | 同       |
| 外務大臣官房長        | 枝村 純郎君 | 外務大臣官房付        | 同       |
| 外務省アジア局長       | 橋本 恕君  | 特命全権大使         | 昭五九・七・四 |
| 外務省北米局長        | 北村 汎君  | 外務大臣官房長        | 昭五九・七・三 |
| 外務省経済協力局長      | 柳 健一君  | 同              | 同       |

| 地方行政委員                                                  | 補欠     |
|---------------------------------------------------------|--------|
| 辞任                                                      | 服部 信吾君 |
| 運輸委員                                                    | 中野 明君  |
| 辞任                                                      | 小笠原貞子君 |
| 通信委員                                                    | 安武 洋子君 |
| 辞任                                                      | 補欠     |
| 建設委員                                                    | 中野 明君  |
| 辞任                                                      | 補欠     |
| 辞任                                                      | 安武 洋子君 |
| 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。                    |        |
| 科学技術特別委員                                                | 小笠原貞子君 |
| 辞任                                                      | 補欠     |
| 環境特別委員                                                  | 大森 昭君  |
| 辞任                                                      | 小野 明君  |
| 辞任                                                      | 補欠     |
| 同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。 |        |

